

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの出し方

(1) 家庭系ごみ

■家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ）の品目別のごみ出しの方法を以下に示します。

表 3-1-1(1) ごみの分別区分と排出方法（平成 27 年度現在）


| 分別区分 | 具体的な品目 | ごみの出し方 | 収集 | |
|---------|--|---|---|-----|
| 燃やせるごみ | 生ごみ ゴム・皮革製品、繊維類 木質ごみ、草 プラスチック類 汚れたプラスチック製容器包装 資源化できない紙類 その他（カイロ、湿布、乾燥剤等） | 大津市指定ごみ袋に入れて、 集積所に出す。 | 週2回 | |
| 燃やせないごみ | 陶磁器類、ガラス類 電球・蛍光灯 小型家電製品 小型金属類 透明・茶色以外のびん、化粧品等の飲料以外の びん その他（傘、刃物、電気コード等） | 大津市指定ごみ袋に入れて、 集積所に出す。 | 月1回 | |
| 資源ごみ | 紙ごみ | 新聞（折込チラシ含む） 段ボール 雑誌・雑がみ（菓子の箱、ティッシュの箱、ノ ート、メモ、包装紙、はがき、封筒等） | 新聞、雑誌・雑がみ、段ボ ールの3種類に分け、それぞれ ひもで十字にくくって集積 所に出す。 | 月2回 |
| | プラスチック 製容器包装 |  プラマークがついているもの 袋類（菓子・パン・食品の袋、レジ袋等） パック・カップ類（卵・豆腐・弁当のパック等） プラスチックボトル類（洗剤・シャンプー等） キャップ・ふた類（ペットボトル等のふた） フィルム・ラベル類（外装フィルム等） ネット類（たまねぎ・果物等のネット） トレイ類（惣菜・魚等の食品トレイ） 緩衝材など（発泡スチロール等） | 大津市指定ごみ袋に入れて、 集積所に出す。 | 週1回 |
| | かん | 飲料用のアルミ缶・スチール缶 缶詰 菓子の缶、ミルク缶 スプレー缶・エアゾール缶・カセットコンロ用 ボンベ | 大津市指定ごみ袋に入れて、 集積所に出す。 | 月2回 |
| | びん | 茶色びん（栄養ドリンクのびんを含む） 透明品（ジュースのびん、ジャムのびん、調味 料のびん、すりガラスのびん等） | 透明びんと茶色びんに分け、 それぞれ大津市指定ごみ袋 に入れて、集積所に出す。 | 月1回 |
| | ペットボトル | 飲料のペットボトル 調味酒、醤油、みりん等のペットボトル | 大津市指定ごみ袋に入れて、 集積所に出す。 | 月2回 |
| | 牛乳パック | 牛乳パック お茶やジュース等の紙パック | 洗って板状に開き、乾燥させ て各市民センター、小中学校 等の回収ボックスに出す。 | — |
| | 乾電池 | 筒型乾電池 | 各市民センター、市役所新館 廃棄物減量推進課、小中学校 の回収ボックスに出す。 | — |

表 3-1-1 (2) ごみの分別区分と排出方法（平成 27 年度現在）

| 分別区分 | 具体的な品目 | ごみの出し方 | 収集 |
|-----------|---|---|---------------------------|
| 大型ごみなど | 電気・ガス・石油・暖房器具類 家具・寝具類 趣味・娯楽用品類 乗物・乳幼児用品類 その他 | 戸別有料収集は、収集希望日の1週間前には、ごみコールセンターに前もって予約し、収集を依頼。ごみ処理手数料券を購入し、大型ごみなどに貼り付けて出す。 | — |
| 在宅医療ごみ | ペン型自己注射針・自己穿刺針など | 受け取った医療機関・薬局に持ち込む。 針ケースに収め、ペットボトル等の容器に入れ、針が刺さらないようにして「燃やせるごみ」として出す。 | 週2回 |
| | ビニールバッグ・チューブ・カテーテル・ガーゼなど | 「燃やせるごみ」として出す。 | 週2回 |
| 市で処理しないもの | 家電リサイクル品 | 販売店に引き取りを依頼 | — |
| | | 自分でメーカーの指定引き取り場所に持ち込む | — |
| | | ごみコールセンターに前もって予約し、市に収集・運搬を依頼。 | — |
| | パソコン | ディスプレイ、キーボード、マウス、デスクトップパソコン本体 ノート型パソコン | パソコンメーカーに回収を申し込み、指示に従い対応。 |
| その他 | プロパンガス 自動車、自動車部品 自動二輪、自動二輪部品 タイヤ、バッテリー 消火器 農薬などの薬品 ピアノ FRP 船 | 購入店に引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼。 | — |

■家庭系ごみを市のごみ処理施設に自己搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 3-1-2 家庭系ごみを自己搬入する場合の手数料等（平成 27 年度現在）

| 項目 | 具体的な内容 |
|--------|---|
| 搬入できる日 | 月曜～土曜日（日曜、祝日および年末年始は除く） |
| 搬入時間 | 9時～12時、12時45分～16時（土曜日については9時～12時） |
| 処理手数料 | 10kgまでごとに100円（税抜） |
| 注意事項 | 1. すべてのごみについて、事前の申し込みが必要。ごみを搬入する前日（月曜の場合は前週の開庁日）の17時25分までに、ごみコールセンターに搬入を申請。 2. 袋に入るものは、分別した上で、ごみの種類ごとに指定袋に入れる。 3. ごみの持ち込みは1日1回のみ、大型ごみは5点までとし、重さは搬入するごみ全部で200kgまで。 |

(2) 事業系ごみ

事業所から排出されるごみ（事業系ごみ）は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。事業系ごみの処理を処理業者に委託する場合でも、ごみが適正に処理されるまでの最終的な責任は排出者である事業者が負わなければなりません。

事業系ごみを市のごみ処理施設に自己搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 3-1-3 事業系ごみを自己搬入する場合の手数料等（平成 27 年度現在）

| 項目 | 具体的な内容 |
|--------|---|
| 搬入できる日 | 月曜～土曜日（日曜、祝日および年末年始は除く） |
| 搬入時間 | 9時～12時、12時45分～16時（土曜日については9時～12時） |
| 処理手数料 | 10kgまでごとに180円（税抜） |
| 注意事項 | 1. 事業系ごみを市の施設で処理する場合、市役所の廃棄物減量推進課において書面による処理の申出が必要。 2. 事業所から排出されるプラスチック類は産業廃棄物に該当するため、市のごみ処理施設で処理することはできない（本市では、ごみの適正処理の推進及び産業廃棄物の混入を防ぐため、ごみの搬入物検査を随時実施している）。 3. かん・びん・ペットボトルについては、市のごみ処理施設では受入れていない。 |

事業系ごみを市のごみ処理施設で処理する場合、対象となる排出事業者は、搬入の都度、「一般廃棄物管理票（マニフェスト）」を提出・交付する必要があります。事業系ごみを排出する際に、事業者がマニフェストに排出者、種類や排出量等を記入し、収集運搬業者へごみとともにマニフェストを渡すことで、処理の流れを確認できます。また、処理後に、事業者が収集運搬業者から処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託どおりにごみが処理されたことを確認できます。これにより、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防ぐことができます。

（排出者用）

大津市 **事業系一般廃棄物管理票(A票)**

作成年月日 平成 年 月 日

| 排出事業者 | 事業系一般廃棄物種類・量(kg) | 受領印(許可業者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|------------------|----|---|-----|----|---|-----|----|---|--------|----|---|-----|----|---|------|----|---|-----|----|---|-----|----|-------|
| 〒 住所 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全体量</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">生ごみ</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>木くず</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>刈草・剪定枝</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>紙くず</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大型ごみ</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>()</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>()</td> <td style="text-align: right;">kg</td> </tr> </table> | 全体量 | | kg | 1 | 生ごみ | kg | 2 | 木くず | kg | 3 | 刈草・剪定枝 | kg | 4 | 紙くず | kg | 5 | 大型ごみ | kg | 6 | () | kg | 7 | () | kg | 年 月 日 |
| 全体量 | | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | 生ごみ | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | 木くず | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | 刈草・剪定枝 | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | 紙くず | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | 大型ごみ | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | () | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | () | kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者名 TEL () | 内訳 | 処理施設受入印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排出場所住所 | | 検印(排出事業者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排出場所名称 (ビル名) | 搬入先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伝票作成者 (廃棄物管理者) 氏名 TEL () | | | 北部クリーンセンター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収集・運搬業者 | | | 環境美化センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 事業者名 | 大津クリーンセンター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転者名 TEL () | その他() | 許可番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車種 ダンプ ・ 平ボディ ・ バッカー ・ コンテナ ・ その他 | 車両番号 | | 許 許 許 許 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 車両重量 kg | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料 1 大津市事業系一般廃棄物管理票

また、事業用大規模建築物の所有者等は、事業系ごみの適正な保管と処理及び資源化を推進するため、本市の条例に基づき、以下の義務を負います。

①廃棄物管理責任者を選任し、市に届け出る。

②毎年度6月までに「事業系廃棄物減量計画書」を提出する。

事業系ごみの排出量の多い事業者は、事業所から排出される事業系ごみについて、前年度の排出量や当該年度の予定排出量、ごみに関する減量対策やリサイクルの取り組み状況などを示した「事業系一般廃棄物減量計画書」を毎年6月までに提出しなければなりません。

表 3-1-4 事業系ごみに係る各種制度の対象となる事業者

| 項目 | 具体的な内容 |
|-----------------------|---|
| マニフェストの必要な排出事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己搬入で、1回あたり200kg以上の事業系ごみを搬入する事業者 ・大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する事業者 |
| 事業用大規模建築物の所有者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する部分の延床面積の合計が、1棟で1,000㎡以上の建築物の所有者、又は管理を請け負う者 |
| 事業系一般廃棄物減量計画書の提出対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間50t以上の事業系ごみを市の処理施設に搬入する事業者（収集運搬許可業者に委託する場合を含む） ・前事業年度において一般廃棄物減量計画書を作成した事業者が、年間の排出量が50t未満となった場合において、該当しないこととなったときから1年を経過していない場合 |

2

ごみ処理の流れ

燃やせるごみは、処理施設で焼却処理し、焼却灰は埋立処分しています。

燃やせないごみと大型ごみは、処理施設で破碎し、金属（資源）を回収した後、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立処分しています。

本市において、資源ごみは、①紙ごみ、②プラスチック製容器包装、③かん、④びん、⑤ペットボトル、⑥牛乳パック、⑦乾電池の7種類が指定されています。

このうち、紙ごみと牛乳パックは収集後、紙問屋へ資源として売却し、製紙工場などで資源化しています。プラスチック製容器包装とペットボトルは、処理施設で異物や汚れたものを取り除いた後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて、再生事業者で資源化しています。かん・びんは、処理施設で選別した後、委託業者を通じて資源として売却しています。乾電池は、無害化業者に直接引き渡しています。

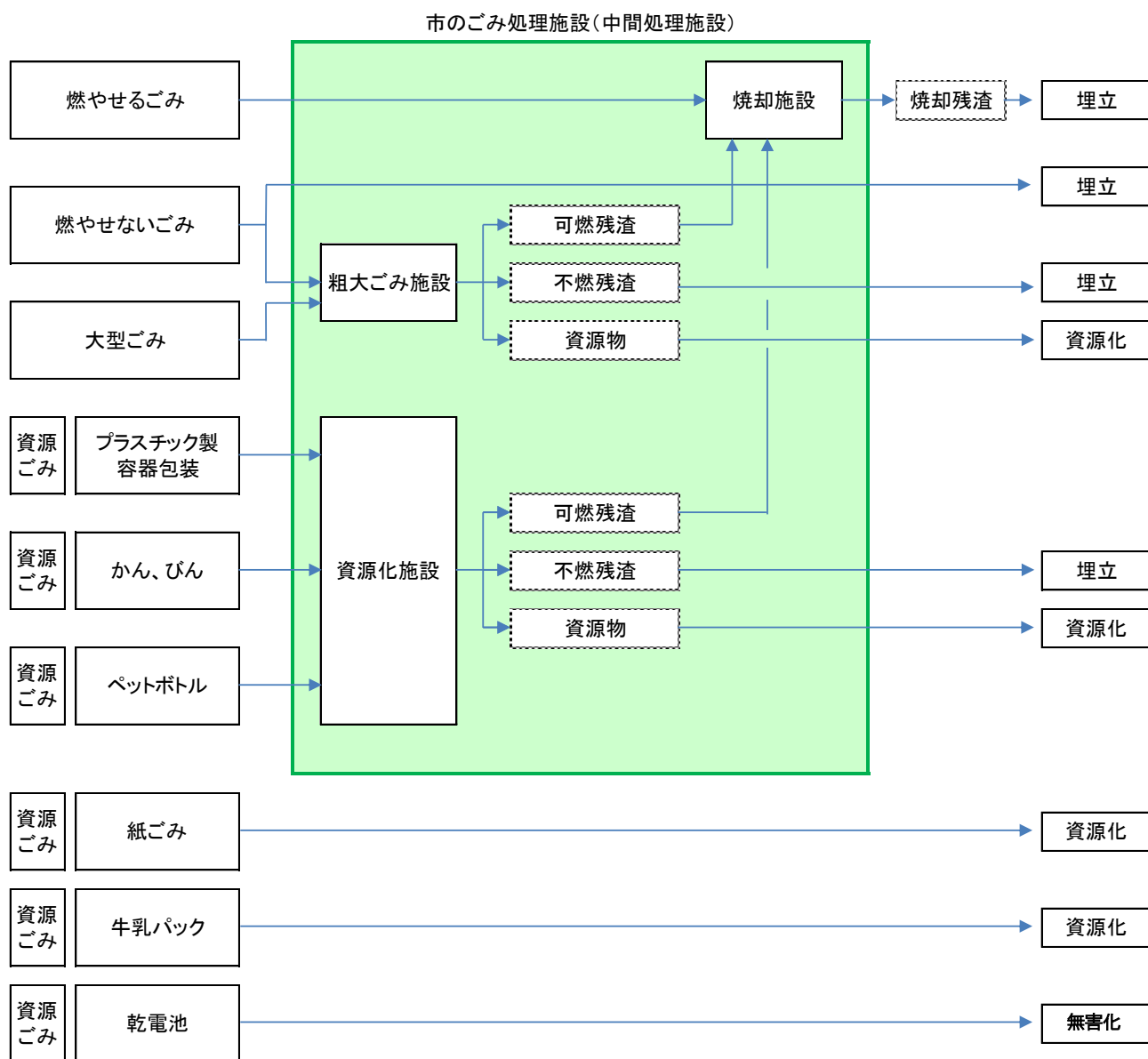


図 3-1-1 ごみ処理の流れ (平成 27 年度現在)

(1) ごみ減量・資源化推進の取り組み

本市では、昭和 57 年度からかん・びんを、平成 10 年度からペットボトルを、平成 18 年度からプラスチック製容器包装の分別収集を開始（平成 21 年度に対象拡大）し、分別によるごみ減量と資源化を進めてきました。平成 13 年度からは透明指定袋制を導入しており、市民による分別の徹底を基本として取り組んできたものです。

市民に対しての周知啓発については、昭和 56 年 5 月 30 日に市民・各種団体・事業所・行政が参画して発足した市民会議「ごみ減量と資源再利用推進会議」と協働で行っており、リサイクルフェアの開催、絵画等のコンクール、マイバッグ持参やフードロス削減等の店頭啓発など、さまざまな機会・手法をもって展開しています。また、ごみ分別・減量ガイドブックの各戸配布や各種広報媒体、看板・チラシなどを活用するとともに、平成 27 年 4 月からはごみ分別アプリ「分けなび」を無料配信しています。

近年、焼却施設の老朽化により処理能力が急激に低下したことから、さらなるごみ減量を進めるため、平成 25 年 9 月に「大津市ごみ減量実施プラン」を策定。このプランに基づき、平成 26 年 1 月からは紙ごみの分別収集を開始し、同年 4 月からは、家庭系ごみにおけるびんの色別収集を開始するとともに大型ごみ等の施設への搬入方法変更と搬入量制限を実施しました。また、事業系ごみにおいても、一般廃棄物管理票（マニフェスト）の導入や施設での搬入物確認、大型ごみの搬入量制限による産業廃棄物の徹底排除を実施したほか、廃棄物減量計画書の提出義務の対象を拡大しています。

(2) 資源化促進の取り組み

① 集団資源回収促進事業

集団資源回収とは、地域の自治会や子ども会などの団体が、家庭から出る新聞・雑誌等・段ボール・古布・アルミ缶の「資源物」を指定の日時・場所に集めて、資源回収業者に引き渡す活動です。本市では、古紙等のリサイクルとごみの減量を進めるため、平成 5 年度から集団資源回収を行う団体に対して「大津市集団資源回収促進事業補助金」を交付しています。

表 3-1-5 大津市集団資源回収促進事業補助金の概要（平成 27 年度現在）

| 項目 | 具体的な内容 |
|------|--|
| 対象品目 | ①新聞、雑誌、段ボール、雑がみなどの紙類 ②古着、布切れなどの布類 ③アルミ缶（平成 24 年後期から追加） |
| 対象団体 | 市内の家庭から発生する資源物の集団資源回収を実施する町内会、子ども会、PTA など市民で構成された団体 |
| 補助金額 | 回収量 1 kg あたり 4 円（平成 27 年より 3 円→4 円に変更） |

② 再生資源保管庫等設置事業

本市では、地域から排出される資源（古紙やアルミ缶等）の持ち去り等を防ぎ、資源の効率的な排出・回収を行うことができるよう、平成 24 年から保管庫等の設置に際して「大津市再生資源保管庫等設置事業補助金」を交付しています。

表 3-1-6 大津市再生資源保管庫等設置事業補助金（平成 27 年度現在）

| 項目 | 具体的な内容 |
|------|--------------------------------|
| 対象者 | 集団資源回収を実施している自治会等（営利を目的としない団体） |
| 補助金額 | 保管庫等の設置額の 1/2（上限 80,000 円） |

③ 生ごみ処理機等活用事業

家庭から生じる生ごみの減量化・堆肥化としての自家処理等の活用を促進するため、平成 12 年 5 月から生ごみ処理機等を購入する市民に対して購入費の一部を補助しています。

表 3-1-8 大津市ごみ集積所設置等補助金の概要（平成 27 年度現在）

| 項目 | 具体的な内容 |
|--------|---|
| 対象者 | ・大津市に住所を有し、かつ居住している市民 ・大津市の区域内で利用する市民 ・処理機等を設置することができる場所を有する市民 ・処理機等を適切に管理できる者が同一の世帯に属している市民 ・堆肥化した物を有効に活用できる者が同一の世帯に属している市民 ・過去 6 年以内に補助金の交付を受けていない市民 |
| 補助金交付額 | ①処理機 ・処理機 1 機あたりの購入額（本体価格＋消費税）の 1/3（上限 20,000 円） ②コンポスト容器 ・コンポスト容器 1 個あたりの購入額（本体価格＋消費税）1/2（上限 4,000 円） |
| 備考 | 1 世帯につき処理機 1 機、又はコンポスト容器 2 個とします。 |

④ 刈り草・剪定枝等再生利用実験事業

市内の道路・河川・公園等の維持管理業務や民間の造園業等で生じた一般廃棄物である刈り草や剪定枝等の一部について、平成 16 年度から外部委託による堆肥化の再生利用実験を行っています。平成 26 年度には並行してバイオガス化の再生利用実験も実施。発生量や効率性、コスト面などから最適な処理方法について検討を進めています。

(3) リユース推進の取り組み

市民の資源循環と再利用意識を育み推進していく拠点として、平成 25 年 4 月にリサイクルセンター木戸を開設しました。子供用品のリユースコーナーを常設しているほか、誰もが 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する体験や学習を行える教室を開催し、ごみ減量、資源循環の必要性、物を大切にすることを育む場として活用しています。

(4) 廃棄物の適正収集に関する取り組み

① 大型ごみ等戸別有料収集事業

本市では、従来、地域における拠点無料回収を行っていましたが、集積所への距離、排出禁止物の不法投棄や持ち去り行為、さらには集積所周辺での迷惑行為など多くの課題があったことから、平成19年度から戸別有料収集を開始しました。これは、大型ごみの排出量に応じた手数料を負担していただくことで、モノを大切に使い、壊れたら修理をして長く使うという意識や行動を誘導し、大型ごみの減量に寄与するものです。

② ごみ集積所設置等事業

本市では、ごみの排出や収集の効率化を図り、集積所周辺のごみの散乱を防止し、市民の良好な家庭環境を守ることを目的として、ごみ集積所を設置する場合や改修に要する費用の一部について「大津市ごみ集積所設置等補助金」を交付しています。

表 3-1-7 大津市ごみ集積所設置等補助金の概要（平成27年度現在）

| 項目 | 具体的な内容 |
|------|---|
| 対象者 | 設置等を行うごみ集積所に家庭ごみを排出しようとする者又は営利を目的としない自治会等の団体のうち、集積所を適正に維持管理している団体 |
| 対象事業 | ①ごみ集積所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所を新たに設置する事業 ・既存のごみ集積所にごみ収納庫を設置する事業 ・すでに設置してあるごみ集積所の建て替え等の再整備をする事業 ②ごみ集積所の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所の改修をする事業 |
| 補助金額 | ①ごみ集積所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所1箇所の設置に要した費用×1/2（上限100,000円） ②ごみ集積所の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所1箇所の改修に要した費用×1/2（上限50,000円） |

③ 鳥獣対策用ネット貸与事業

本市が収集するごみ集積所において、カラスや猫等の鳥獣によるごみの散乱被害を防止し、ごみ集積所周辺の衛生及び環境の保持を図ることを目的として、平成24年度から自治会長又はごみ集積所にごみを出す人の代表者に対して鳥獣対策用ネットを貸与しています。

④ 廃棄物収集情報管理システム事業（ごみコールセンター事業）

本市が行う廃棄物の収集処理及び関係する事務処理において、市民サービスの向上と事務処理作業の迅速化・的確化・効率化及び経費の削減に努めることを目的に、平成15年度から電話受付を行う「ごみコールセンター」と地図情報システムを活用した「大津市廃棄物収集情報管理システム」を構築しています。

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）は、減少傾向で推移しています。さらに、平成25年9月に策定した「ごみ減量実施プラン」に基づく減量施策の実施により、平成26年度のごみ総排出量は106,408t、市民1人1日当たりごみ排出量は773.4g/人・日となり、平成25年度と比較して大幅に減少しています。

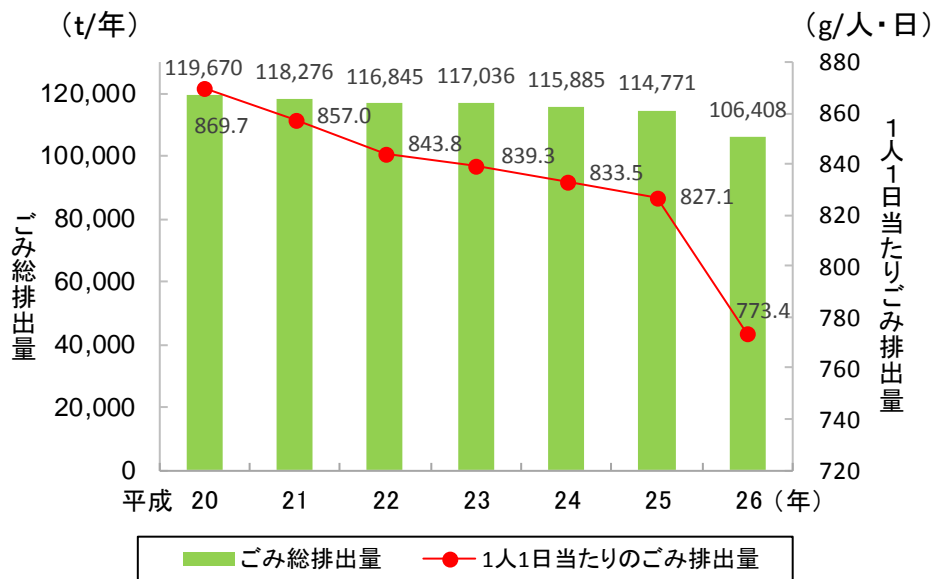


図 3-1-2 ごみ総排出量の推移

(2) 家庭系ごみ

家庭から排出される「家庭系ごみ」（資源ごみ及び集団回収される物を除く）の排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。なお、「ごみ減量実施プラン」に基づく紙ごみ回収の開始やプラスチック製容器包装の収集日拡大等減量施策の実施により、平成 26 年度の家庭系ごみ排出量は 61,699 t となり、平成 25 年度と比較して約 5.5%減少しています。

また、平成 26 年度の家庭系ごみの内訳をみると、燃やせるごみが 94.5%、次いで燃やせないごみが 3.3%、大型ごみが 2.2%となっています。

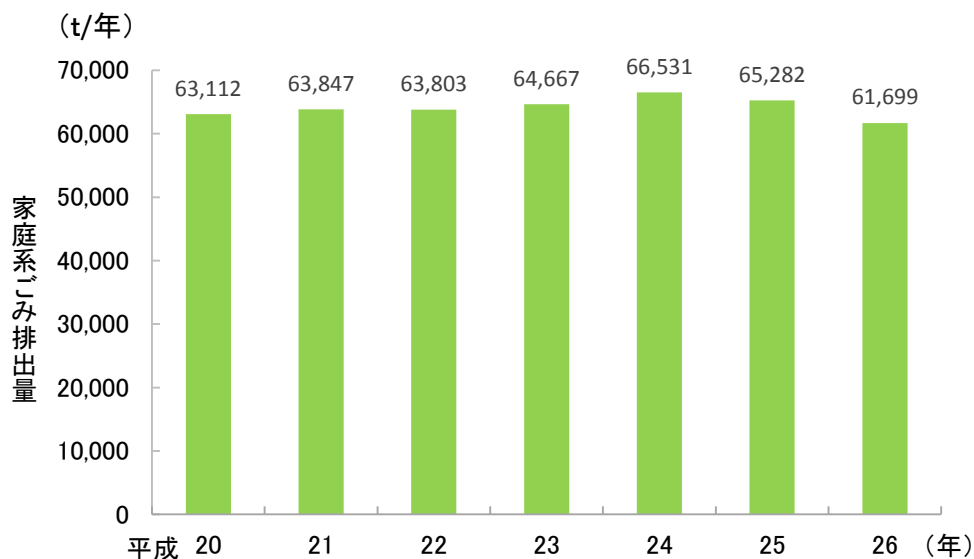


図 3-1-3 家庭系ごみ排出量の推移

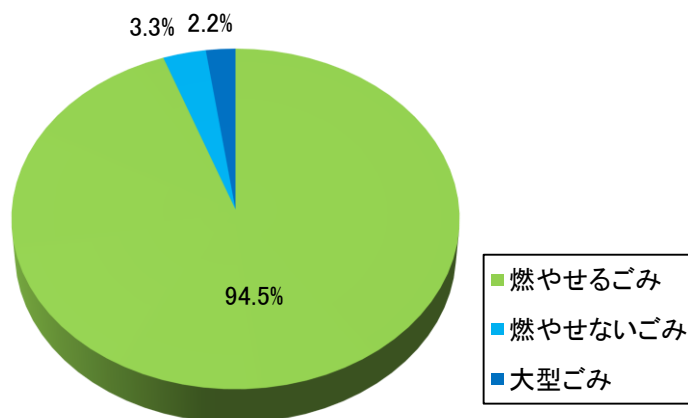


図 3-1-4 家庭系ごみの内訳（平成 26 年度）

(3) 家庭系ごみ（燃やせるごみ）のごみ質

家庭系の燃やせるごみの組成は、厨芥類が45.1%で最も多く、次いで資源古紙が14.4%、その他紙、紙おむつが14.0%、可燃物が10.2%等となっています。燃やせないごみ（不燃物）の混入は3.8%でした。

厨芥類が約半数を占めていることと、資源古紙とその他紙、紙おむつの比率が高いことが特徴です。

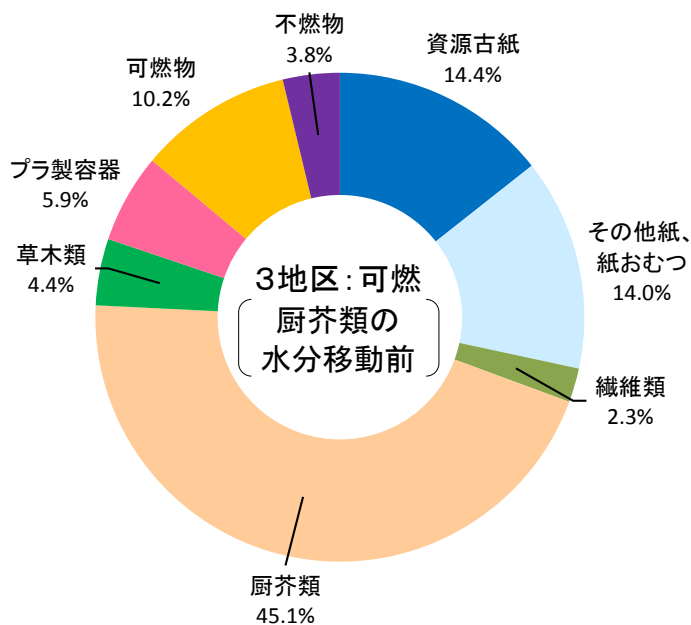


図 3-1-5 家庭系可燃ごみのごみ質

(4) 事業系ごみ

事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量は、減少傾向で推移しています。なお、「ごみ減量実施プラン」に基づく産業廃棄物の徹底排除や処理費用の改定等減量施策の実施により、平成 26 年度の事業系ごみ排出量は 26,086 t となり、平成 25 年度と比較して約 17.7%と大幅に減少しています。

また、平成 26 年度の事業系ごみの内訳をみると、可燃ごみが 94.9%、次いで燃やせないごみが 5.0%、大型ごみが 0.2%となっています。

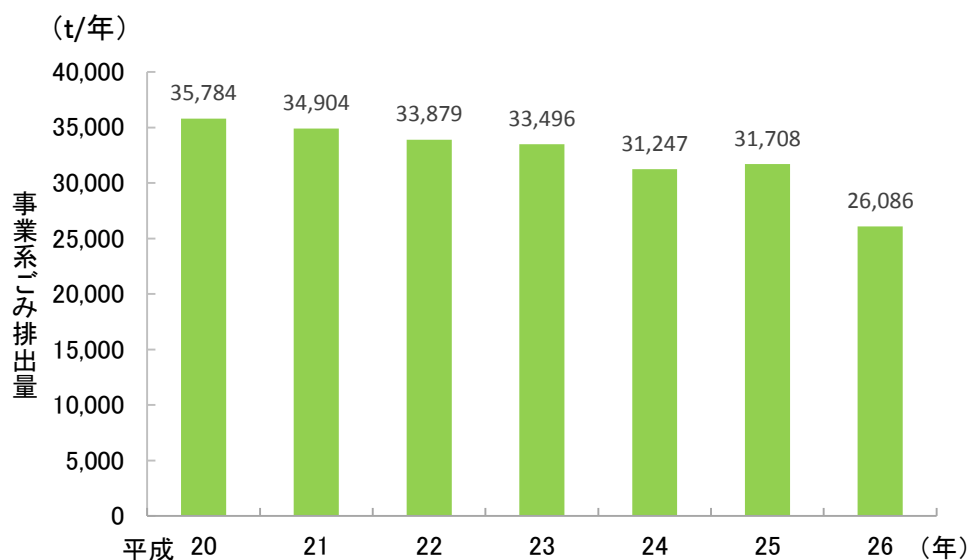


図 3-1-6 事業系ごみ排出量の推移

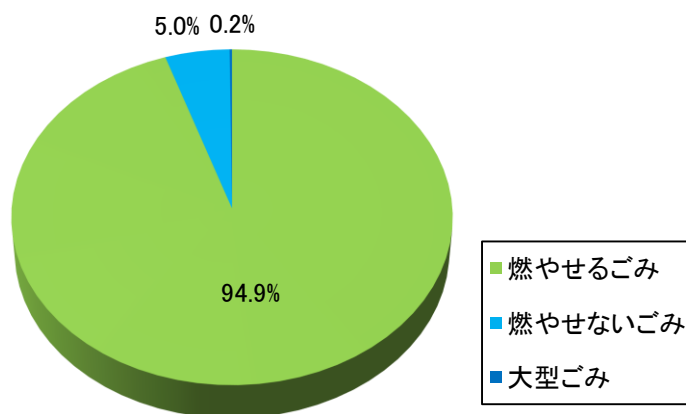


図 3-1-7 事業系ごみの内訳 (平成 26 年度)

(5) 事業系ごみ（燃やせるごみ）のごみ質

事業系の燃やせるごみの組成は、厨芥類が37.4%で最も多く、次いでその他紙、紙おむつが21.3%、プラ製容器が19.5%、可燃物が12.1%等となっています。燃やせないごみ（不燃物）の混入は2.1%でした。

事業系ごみは、平成26年度から開始した産業廃棄物の徹底排除により、家庭系ごみと比較してプラ製容器が少なく、厨芥類が多くなる傾向にあります。当該調査結果は、小規模事業所のごみが多く含まれていたため、プラ製容器の比率が大きくなっています。

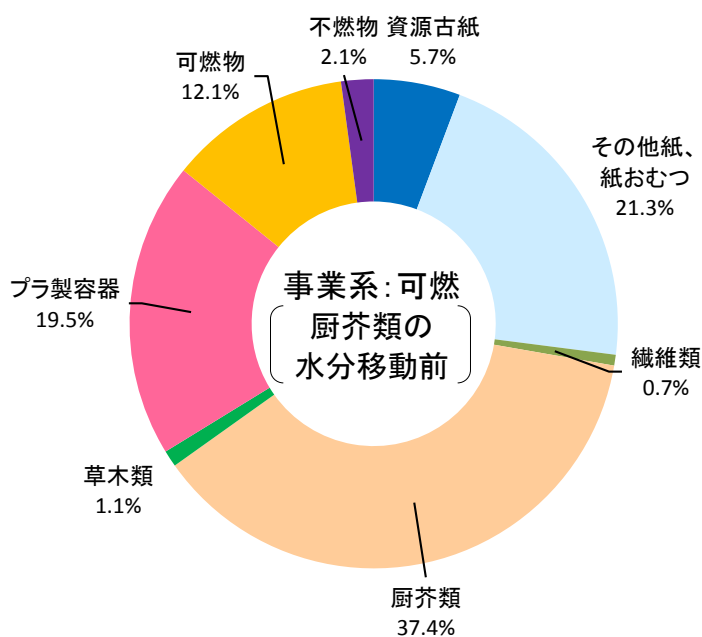


図 3-1-8 事業系可燃ごみのごみ質

5

ごみの処理・処分

本市から排出された燃やせるごみは、収集後、北部クリーンセンター及び環境美化センターのごみ焼却施設で焼却処理しています。処理後の焼却残渣は、北部廃棄物最終処分場、大田廃棄物最終処分場及び大阪湾フェニックス管理型処分場で埋立処分しています。

燃やせないごみと大型ごみは、粗大ごみ施設で破碎・選別処理され、可燃残渣は焼却施設で焼却処理、不燃残渣は処分場で埋立処分、資源物は北部クリーンセンター及び大津クリーンセンターで資源化されます。

資源ごみは収集後、資源化施設で選別等を行い、品目ごとに資源物として売却又は引き渡しています。その可燃残渣は焼却施設で焼却処理、不燃残渣は処分場で埋立処分しています。

平成 26 年度における本市の焼却処理量は 73,468t であり、ごみ処理の結果の最終処分量は 11,469t、資源化量は 6,927t（集団回収量、刈り草剪定枝を除く）でした。

※平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、燃やせるごみと可燃残渣の一部を市外搬出し、焼却及び処分しています。

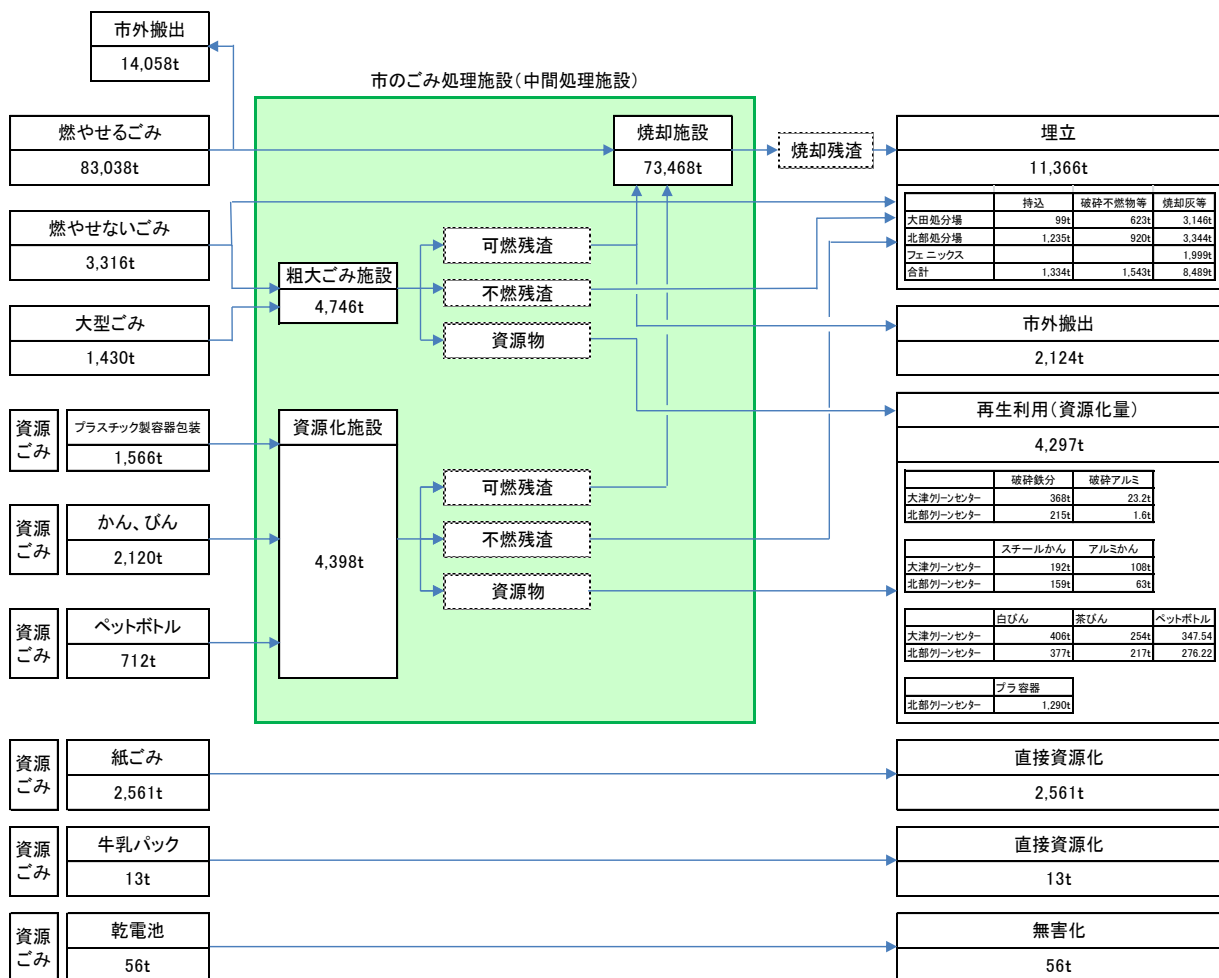


図 3-1-9 ごみ処理フロー（平成 26 年度）

(1) 焼却処理量

焼却処理量は市外搬出分を含め減少傾向で推移しています。平成 26 年度の焼却処理量は市外搬出分を含めて 89,651t であり、平成 22 年と比較して約 7.7%減少しました。

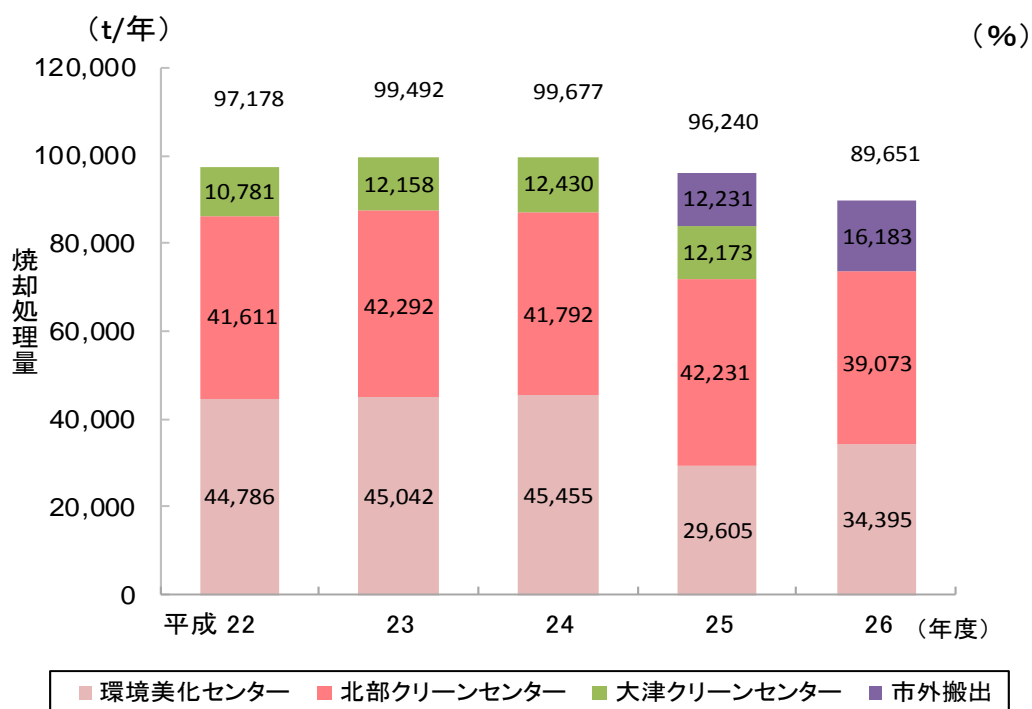


図 3-1-10 焼却処理量の推移

(2) 最終処分量

最終処分量は増加傾向で推移していましたが、平成 25 年度及び平成 26 年度は市外搬出の関係で処分量が少なくなっています。(市外搬出分の最終処分量を除く)

平成 26 年度最終処分量は 11,366 t であり、平成 22 年と比較して 18.7%減少しました。

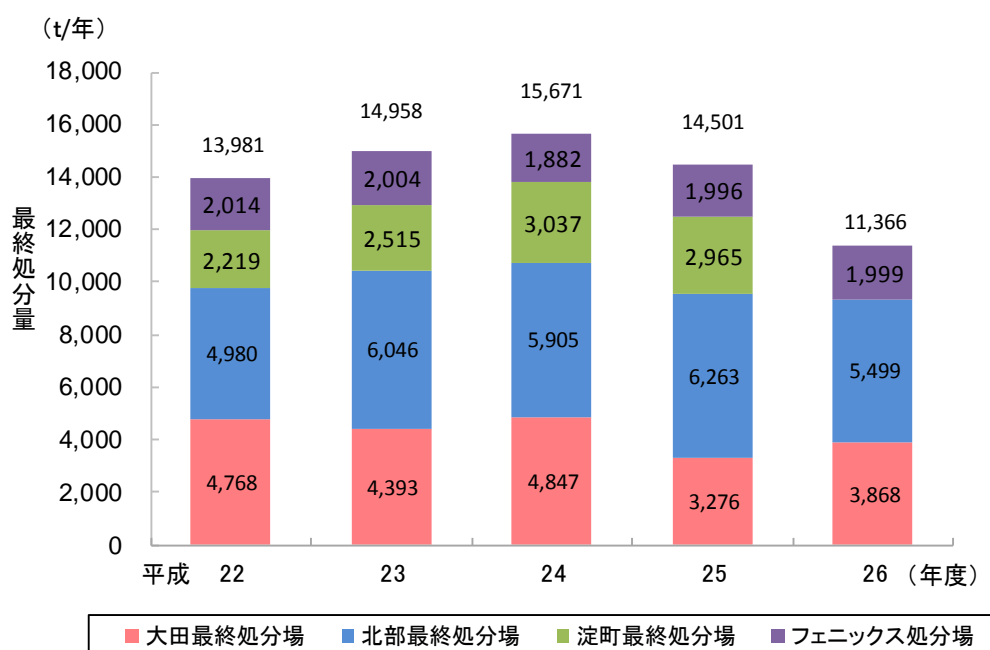


図 3-1-11 最終処分量の推移

(3) 資源化量・資源化率

資源化量、資源化率は平成 25 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 26 年度は増加しています。これは、「ごみ減量実施プラン」に基づき平成 26 年 1 月から始めた紙ごみ回収や同年 4 月から始めたびんの色別収集により、直接資源化量が増加したもので、平成 26 年度の資源化量は 18,523t、資源化率は 17.4%と向上しています。

なお、本市では資源化量のほぼ半分を集団資源回収が占めていますが、その量は減少傾向にあります。

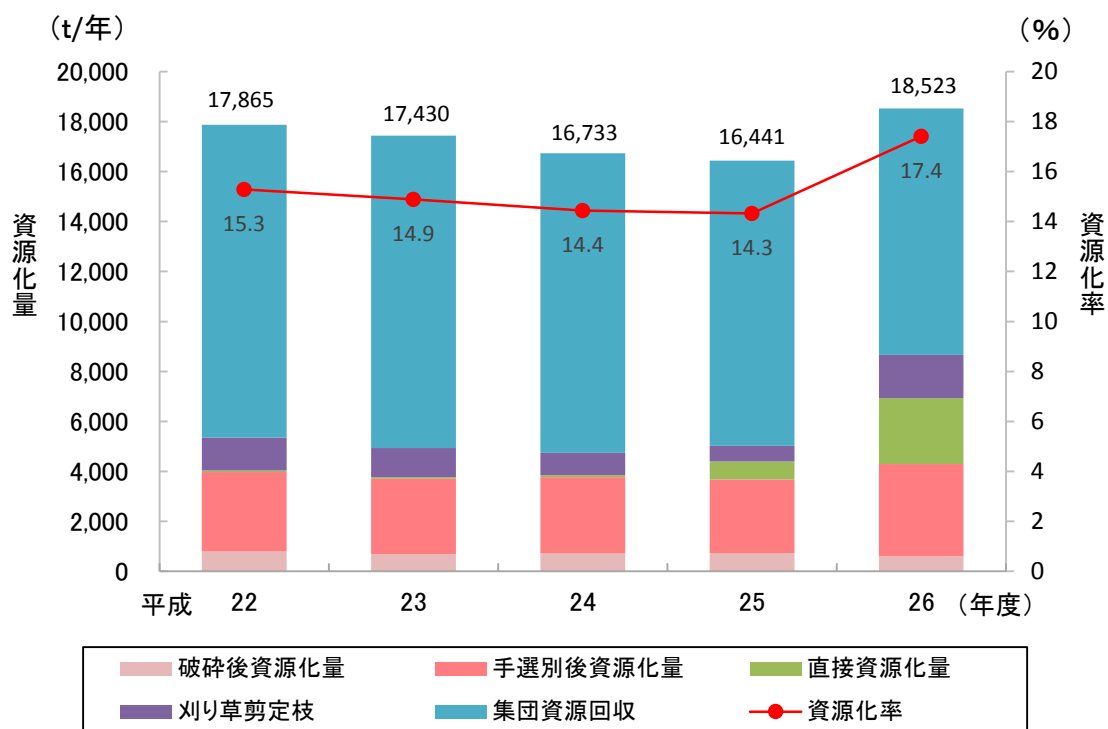
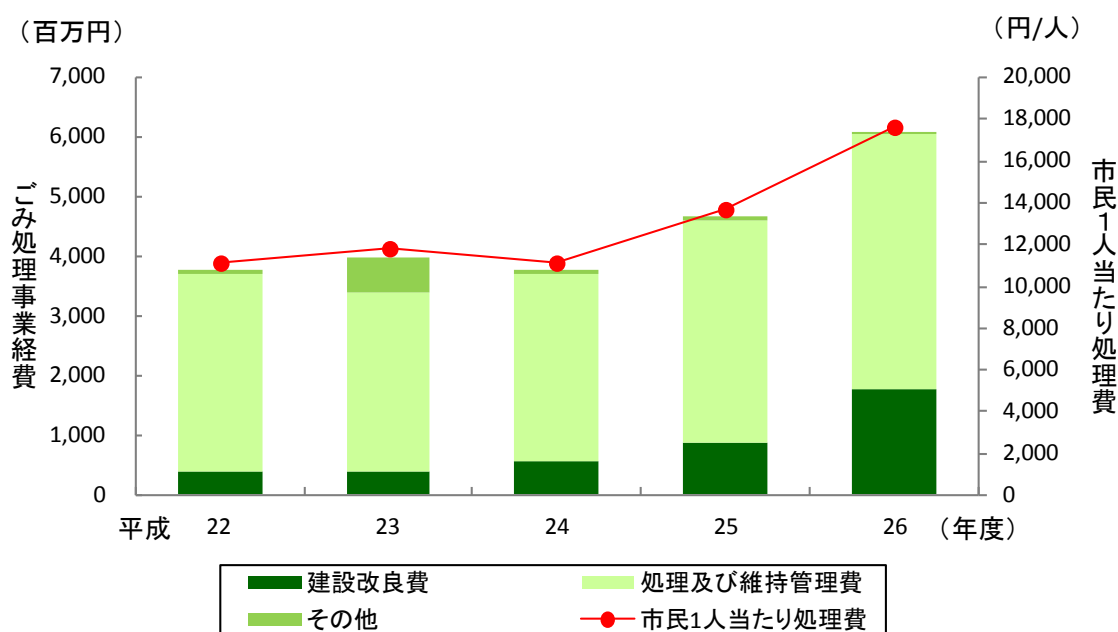


図 3-1-12 資源化量・資源化率の推移

(4) ごみ処理事業に要する経費

ごみ処理事業経費は「建設改良費」、「処理及び維持管理費」、「その他」から成り、平成26年度のごみ処理事業経費は約60億5,100万円、市民1人当たりの経費は約17,700円です。

ごみ処理事業経費、市民1人当たりの処理費は、平成20年度から平成24年度は横ばい傾向ですが、平成25年度及び平成26年度は処理施設の老朽化による保守整備費の増加とこれに伴う市外搬出の実施、さらに大田廃棄物最終処分場の第二期計画工事の影響もあり増加しています。



- 注1. ごみ処理事業経費：各年度の「歳出額」（組合分担金を除く）
 2. ごみ処理事業経費の内訳：建設改良費、処理及び維持管理費、その他
 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 3-1-13 ごみ処理事業に要する経費の推移

(1) ごみ処理施設の概要

本市には、中間処理施設・再資源化施設として大津市北部クリーンセンター、大津市環境美化センター、大津市大津クリーンセンターの3つがあります。

また、最終処分場としては、大津市北部廃棄物最終処分場、大津市大田廃棄物最終処分場の2つがあります。

本市のごみ処理施設の概要を以下に示します。

表 3-1-9 大津市北部クリーンセンターの概要

| 項 目 | | 具体的な内容 |
|-------------------|-------|---|
| 所在地 | | 大津市伊香立北在地町 272 番地 |
| 敷地面積 | | 13,600 m ² (施設用地) |
| 焼却施設 | 完成 | 平成元年 3 月 |
| | 処理対象 | 燃やせるごみ、破碎残渣 (可燃物) |
| | 型式 | 全連続燃焼式ストーカ炉 |
| | 処理能力 | 170 t / 日 (85 t / 日 × 2 基) ※現在の能力は 100 t / 日 (50 t / 日 × 2 基) |
| | 残渣処分先 | 焼却残渣は、以下の最終処分場で埋立処分。 ・大津市北部廃棄物最終処分場増設 1 期 ・大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場 |
| | 備考 | ダイオキシン対策は平成 13 年 3 月に完了。 伊香立老人憩の家「やまゆり荘」、伊香立環境交流館に温水供給。 |
| 粗大ごみ 処理施設 | 完成 | 平成 3 年 1 月 |
| | 処理対象 | かん、びん、大型ごみ、燃やせないごみ |
| | 型式 | 再資源化設備：機械選別、手選別併用式 破碎設備：横型衝撃せん断式 |
| | 処理能力 | 45 t / 5 時間 |
| | 残渣処分先 | 処理後の不燃残渣は、大津市北部廃棄物最終処分場で埋立処分。 |
| ペットボトル 資源化施設 | 完成 | 平成 10 年 3 月完成 (平成 15 年 1 月増設) |
| | 処理対象 | ペットボトル |
| | 型式 | 破袋、手選別、圧縮梱包装置 |
| | 処理能力 | 1.3 t / 5 時間 |
| | 残渣処分先 | 処理後の可燃除去物は、大津市北部クリーンセンター焼却施設で焼却。 不燃除去物は、大津市北部廃棄物最終処分場で埋立処分。 |
| プラスチック 容器資源化施設 | 完成 | 平成 19 年 1 月 |
| | 処理対象 | プラスチック製容器包装 |
| | 型式 | 破袋、手選別、圧縮梱包装置 |
| | 処理能力 | 10 t / 5 時間 |
| | 残渣処分先 | 処理後の可燃除去物は、大津市北部クリーンセンター焼却施設で焼却。 不燃除去物は、大津市北部廃棄物最終処分場で埋立処分。 |

表 3-1-10 大津市環境美化センターの概要

| 項 目 | | 具体的な内容 |
|------|-------|--|
| 所在地 | | 大津市膳所上別保町 785-1 |
| 敷地面積 | | 10,500 m ² (施設用地) |
| 焼却施設 | 完成 | 昭和 63 年 3 月 |
| | 処理対象 | 燃やせるごみ |
| | 型式 | 全連続燃焼式流動床炉 |
| | 処理能力 | 180 t / 日 (90 t / 日 × 2 基) ※現在の能力は 112 t / 日 (56 t / 日 × 2 基) |
| | 残渣処分先 | 焼却残渣は、大津市大田廃棄物最終処分場で埋立処分。 |
| | 備考 | ダイオキシン対策は平成 11 年 7 月に完了。 富士見温水プールに温水供給。 |

表 3-1-11 大津市大津クリーンセンターの概要

| 項 目 | | 具体的な内容 |
|--------|-------|--|
| 所在地 | | 大津市大石中六丁目 5-1 |
| 敷地面積 | | 12,000 m ² (施設用地) |
| 破碎設備 | 完成 | 昭和 58 年 11 月 |
| | 処理対象 | 大型ごみ、燃やせないごみ |
| | 型式 | 横軸高速回転式一機械選別 |
| | 処理能力 | 25 t / 5 時間 |
| | 残渣処分先 | 処理後の可燃残渣は、大津市環境美化センター等にて焼却。不燃残渣は、大津市大田廃棄物最終処分場で埋立処分。 |
| 再資源化施設 | 完成 | 昭和 61 年 3 月完成 |
| | 処理対象 | かん、びん、ペットボトル |
| | 型式 | 機械選別、手選別併用式 |
| | 処理能力 | かん：9 t / 5 時間 びん：12 t / 5 時間 ペットボトル：2.5 t / 5 時間 |
| | 残渣処分先 | 処理後の不燃残渣は、大津市大田廃棄物最終処分場で埋立処分。 |

表 3-1-12 大津市北部廃棄物最終処分場 [増設 2 期] の概要

| 項 目 | | 具体的な内容 |
|-------|--------|--|
| 所在地 | | 大津市小野地先 |
| 最終処分場 | 供用開始 | 平成 13 年 4 月 |
| | 埋立面積 | 14, 600 m ² |
| | 埋立容積 | 171, 000 m ³ |
| | 残余埋立容量 | 37, 491 m ³ (平成 27 年 10 月末現在) |
| | 処分対象 | 燃やせないごみ、中間処理残渣 |
| | 埋立計画 | 廃棄物と覆土のサンドイッチ方式により埋立処分。 |

表 3-1-13 大津市大田廃棄物最終処分場の概要

| 項 目 | | 具体的な内容 |
|-------|--------|--|
| 所在地 | | 大津市大石曾束町字大田 1092 番地 |
| 最終処分場 | 供用開始 | 平成 6 年 8 月 |
| | 埋立面積 | 19, 200 m ² |
| | 埋立容積 | 225, 600 m ³ |
| | 残余埋立容量 | 10, 125 m ³ (平成 27 年 10 月末現在) |
| | 処分対象 | 燃やせないごみ、中間処理残渣 |
| | 埋立計画 | 廃棄物と覆土のサンドイッチ方式により埋立処分。 |

(1) 現計画の目標との比較

現計画（平成23年3月策定）で設定された減量目標、資源化目標を以下に示します。なお、下記のとおり、家庭系ごみ及び事業系ごみの1人1日当たり排出量は修正しています。

表 3-1-14 現計画で設定された減量目標、資源化目標

| 項 目 | | | 平成19年度 (現状) | 平成27年度 (中間目標) | 平成32年度 (最終目標) |
|-----------|-----------|----------------|----------------|------------------|------------------|
| 減量 目標 | 家庭系 ごみ | 1人1日当たり 排出量 | 564.6 g/人・日 | 499.9 g/人・日 | 471.7 g/人・日 |
| | 事業系 ごみ | 1人1日当たり 排出量 | 322.6 g/人・日 | 253.8 g/人・日 | 237.7 g/人・日 |
| 資源化 目標 | 資源化率 | | 15.6 % | 18.0 % | 20.0 % |

1人1日当たり排出量の現計画目標の修正について

平成22年当時、持ち込みごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ）を全て事業系ごみとして計上していたことから、家庭系ごみの原単位が実際よりも少なくなっていました。

平成25年度の「ごみ減量実施プラン」策定にあたり、実質的な可燃ごみ量を計算するため、持ち込みごみを家庭系・事業系に分けて計算。これまで事業系とされていた持ち込みごみの7.48%が家庭系ごみに移行することとなりました。 ※以降、ごみ量は分けて集計しています。

<持ち込みごみの状況（平成25年度）>

| | 家庭系 | 事業系 | 計 | |
|---------|---------|----------|----------|--------------------|
| 燃やせるごみ | 379 t | 30,261 t | 30,640 t | |
| 燃やせないごみ | 182 t | 838 t | 1,020 t | |
| 大型ごみ | 2,001 t | 609 t | 2,610 t | |
| 合 計 | 2,562 t | 31,708 t | 34,270 t | 2,562/34,270=7.48% |

持ち込みごみのうち、家庭系ごみとして計上すべき2,562tを1人1日当たり排出量に換算すると、 $2,562t \times 1,000 \times 1,000 / 365 \text{日} / 342,343 \text{人} = 20.5g$ となるため、この量を現計画目標の家庭系ごみ1人1日当たり排出量に加え、事業系ごみ1人1日当たり排出量から除きます。

<1人1日当たり排出量の修正>

| 項 目 | | 平成27年度 (中間目標) | | | 平成32年度 (最終目標) | | |
|----------|-----------|------------------|---|-------------|------------------|---|-------------|
| 減量 目標 | 家庭系 ごみ | 479.4 g/人・日 | ⇒ | 499.9 g/人・日 | 451.2 g/人・日 | ⇒ | 471.7 g/人・日 |
| | 事業系 ごみ | 274.3 g/人・日 | ⇒ | 253.8 g/人・日 | 258.2 g/人・日 | ⇒ | 237.7 g/人・日 |

直近年度である平成 25、26 年度のごみ処理の実績値と現計画の中間目標年度である平成 27 年度の目標値を比較した結果を以下に示します。

これによると、家庭系ごみ及び事業系ごみは、順調にごみ減量が進んで目標値を達成していますが、資源化目標は目標値を達成しておらず、資源化が計画通りに進んでいないことが伺われました。

表 3-1-15 現計画の目標値との比較・評価結果

| 項目 | 平成 25 年度 (実績値) | 評価 | 平成 26 年度 (実績値) | 評価 | 平成 27 年度 (中間目標) |
|-------|-------------------|-----|-------------------|-----|--------------------|
| 家庭系ごみ | 522.4 g/人・日 | 未達成 | 494.2 g/人・日 | 達成 | 499.9 g/人・日 |
| 事業系ごみ | 253.8 g/人・日 | 達成 | 209.0 g/人・日 | 達成 | 253.8 g/人・日 |
| 資源化率 | 14.3 % | 未達成 | 17.4 % | 未達成 | 18.0 % |

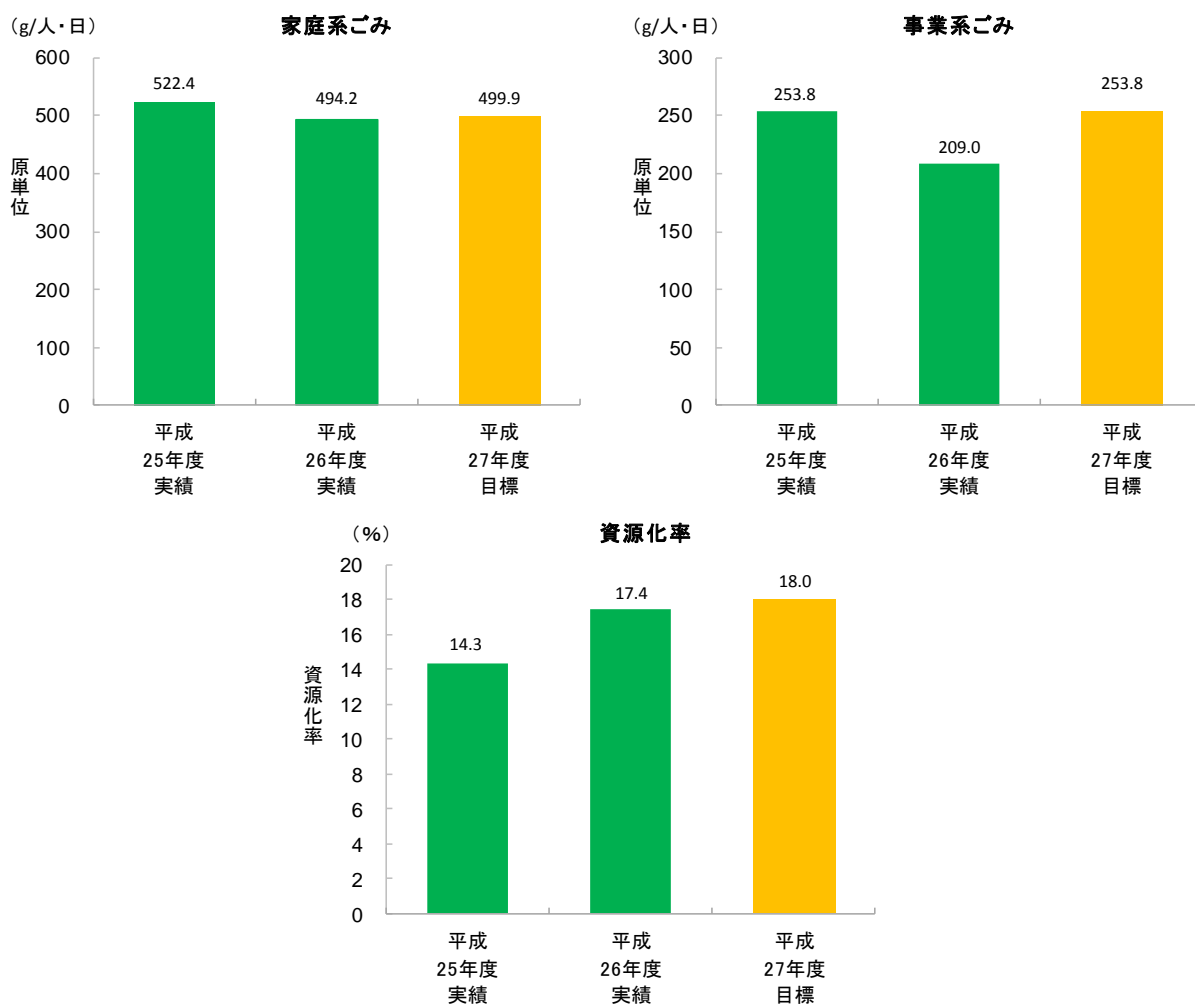


図 3-1-14 現計画のごみ減量及び資源化の目標値との比較

(2) 国・県の目標との比較

平成 25 年度のごみ処理の実績値について、国・県の目標と比較して評価を行いました。

- ・国の目標：廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 22 年 12 月）での目標
- ・県の目標：第三次滋賀県廃棄物処理基本計画（平成 23 年 8 月）での目標

評価項目としては、以下の指標を用いました。

- ①ごみ総排出量（資源ごみ及び集団回収される物を含む 家庭系ごみ＋事業系ごみ）
- ②資源化率（資源化量÷ごみ総排出量×100）
- ③最終処分量
- ④1人1日当たりごみ排出量（ごみ総排出量÷人口÷年間日数）
- ⑤1人1日当たり最終処分量（最終処分量÷人口÷年間日数）

比較・評価結果によると、人口減少等の社会的背景に伴い、ごみ総排出量・1人1日当たりのごみ排出量の減量は進んでいます。

ごみの処理・処分に係る項目については、本市の資源化率は国の目標と比較して低い水準にあるため、より効果的・効率的なごみの処理・処分のあり方について検討が必要と考えられます。

表 3-1-16 国の目標との比較・評価結果

| 項目 | 国の目標 | 評価 | 比較・評価結果 |
|---------|----------------------------|-----|------------------------------|
| ①ごみ総排出量 | 平成19年度から27年度までの8年間で約5%削減。 | 達成 | 平成19年度から26年度までの7年間で約18.0%削減。 |
| ②資源化率 | 平成27年度に約25%。 | 未達成 | 平成26年度に17.4% |
| ③最終処分量 | 平成19年度から27年度までの8年間で約22%削減。 | 達成 | 平成19年度から26年度までの7年間で約36.1%削減。 |

表 3-1-17 県の目標との比較・評価結果

| 項目 | 県の目標 | 評価 | 比較・評価結果 |
|----------------|------------------|----|--------------------------------------|
| ①1人1日当たりのごみ排出量 | 910g/人・日（平成27年度） | 達成 | 852g/人・日（平成26年度） 県の目標を大きく下回っています。 |
| ②1人1日当たりの最終処分量 | 95g/人・日（平成27年度） | 達成 | 91g/人・日（平成26年度） |

(3) 廃棄物処理システムによる比較

① 前提条件

平成 25 年 6 月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。本指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討を実施します。なお、システム分析にあたっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下、「支援ツール」という。)を用いて実施し、類似都市としては本市を含む中核市 41 市を選定しました。

② システム分析に基づく類似都市との比較結果 (平成 24 年度実績)

支援ツールを用いて実施したシステム分析結果を図 3-1-15 に示します。なお、支援ツールで比較できるデータは平成 24 年度実績が最新となっているため、本市における大幅なごみ減量施策を実施する前の評価となります。また、41 市のデータが揃わない「廃棄物からのエネルギー回収率」、「住民満足度」については評価項目から除外しています。

(1) 人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量

人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量については、類似都市の平均 1,018g/人・日に対し本市は 930g/人・日と少なく、減量化施策については一定の効果が現れていると考えられます。

(2) 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) = 資源化率

廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均 17.9%に対し本市は 14.4%と低くなっています。

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均 0.106 t / t に対し本市は 0.134 t / t とやや高くなっています。

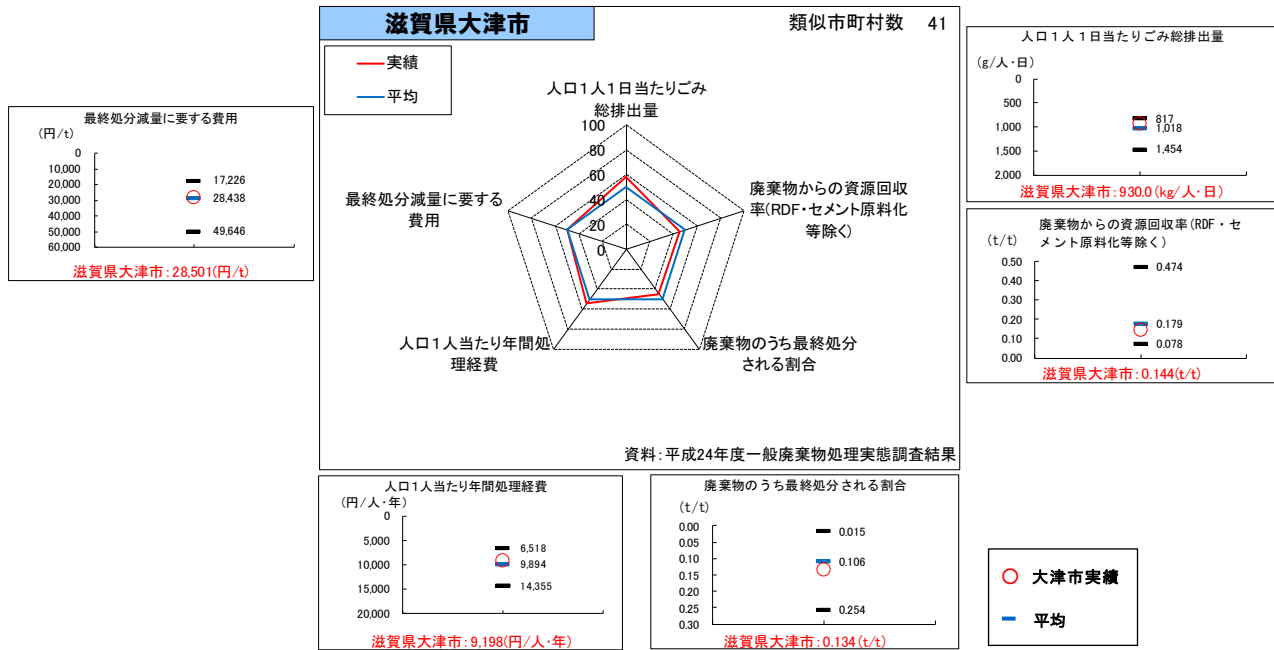
(4) 人口 1 人あたり年間処理経費

人口 1 人あたり年間処理経費については、類似都市の平均 9,894 円/人・年に対し本市は 9,198 円/人・年と少なくなっています。

(5) 最終処分減量に要する費用

最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理などに要した経費は、類似都市の平均 28,438 円/ t に対し本市は 28,501 円/ t とやや多くなっています。

図 3-1-15 システム分析結果



| 標準的な指標 | 人口1人1日当たりごみ総排出量 | 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) | 廃棄物のうち最終処分される割合 | 人口1人当たり年間処理経費 | 最終処分減量に要する費用 |
|--------|-----------------|------------------------------|-----------------|---------------|--------------|
| | (g/人・日) | (t/t) | (t/t) | (円/人・年) | (円/t) |
| 平均 | 1,018 | 0.179 | 0.106 | 9,894 | 28,438 |
| 最大 | 1,454 | 0.474 | 0.254 | 14,355 | 49,646 |
| 最小 | 817 | 0.078 | 0.015 | 6,518 | 17,226 |
| 標準偏差 | 111 | 0.071 | 0.053 | 1,845 | 6,758 |
| 大津市実績 | 930 | 0.144 | 0.134 | 9,198 | 28,501 |
| 偏差値指数 | 57.9 | 45.1 | 44.7 | 53.8 | 49.9 |

注) 評価は平成24年度のデータを用いて実施。

(1) 発生抑制に関する課題

❖課題1 ごみの減量

本市は同規模の自治体と比較して1人1日当たりのごみ排出量が低い水準にあるため、これ以上のごみの減量は困難とも考えられますが、ごみの減量は経費の削減や環境負荷の低減などにつながることから、今後も市全体でのごみ排出量の減量を推進します。

ごみ減量には発生抑制が最も重要であり、家庭においては、買い物抑制やリユース品の使用、物を大事に長く使い続けるなどの行動が求められます。また、ごみの重量比で最も大きな成分は「生ごみ」であり、皮や芯の過剰除去、賞味期限切れや調理されずに棄てる食材、食べ残しなどの食品ロスが大きな要因と考えられます。世帯人員の減少や1人世帯の増加ならびに高齢者の増加は、これら食品ロスが増加するものと考えられます（参照：農林水産省の食品ロス統計調査）。

なお、事業所においては、事業活動における廃棄物を限りなく減少させる取り組みが求められますが、各種リサイクル法で義務づけられていない廃棄物については事業所の協力が必要となります。今後、さらなる発生抑制を図るには、家庭や事業所の前向きな行動につながる情報提供や広報啓発を強化する必要があります。

表 3-1-18 平成 26 年度世帯一人 1 日当たり食品ロス率

単位：%

| | 食 品 ロ ス 率 | | | | |
|---------|-----------|-----|------|------|------|
| | 計 | 廃 棄 | | | 食べ残し |
| | | 小 計 | 過剰除去 | 直接廃棄 | |
| 世帯計 | 3.7 | 2.7 | 2.0 | 0.7 | 1.0 |
| 単身世帯 | 4.1 | 2.7 | 1.9 | 0.8 | 1.4 |
| 2人世帯 | 4.0 | 3.0 | 2.5 | 0.6 | 1.0 |
| 3人以上世帯 | 3.4 | 2.4 | 1.7 | 0.7 | 1.0 |
| 65歳以上世帯 | 4.9 | 3.5 | 2.9 | 0.6 | 1.4 |

❖課題2 資源化

本市において、資源化率は近年増加傾向で推移していますが、国の目標値や同規模の自治体と比較すると低い水準にあります。これは、コスト面やエネルギー効率の観点から焼却灰の溶融スラグ化等の処理を行っていないこと、市内及び周辺に資源化を取り扱う民間事業者がほとんどないことなどが一因と考えられます。また、食品スーパーが多く点在しており、家庭から排出される資源物の多くは店頭回収され、市の処理量に反映されず、資源化率に換算されていないのが現状です。

これらのことから、資源化率の大小をもって施策の方針や成果を論じるのではなく、本市の実状に見合ったごみの発生抑制につながる資源化の推進を検討する必要があります。

(2) ごみの排出に関する課題

❖ 課題3 ごみ集積所の適正管理

ごみ集積所への不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、ごみ出しマナー・ルールの遵守徹底に向けた啓発の強化が必要です。

また、ごみ集積所の使用と自治会加入が関係づけられたり、資源物の持ち去り事案が増加したりと、ごみ集積所が新たな地域課題となっています。ごみ集積所の適正管理については、地域住民の理解と協力を求めるとともに、管理に要する用具の貸し出しや購入補助など地域住民の主体的な行動を支援する取り組みが必要です。

❖ 課題4 事業系ごみの適正排出の徹底

事業系ごみについては、焼却施設からの産業廃棄物の徹底排除を掲げ、平成26年度から一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度や焼却施設での現場確認等を導入していますが、廃プラスチックをはじめとする産業廃棄物の混入が未だに見受けられるのが現状です。また、大型ごみの搬入において、家庭系を偽って建築廃材等の産業廃棄物を持ち込もうとする事業者も存在します。

事業系ごみの適正排出については、収集運搬業者はもとより、排出事業者への周知啓発及び指導など実効的な働きかけが必要です。

❖ 課題5 不法投棄の防止

本市では、細長い地形条件や市街化の発展により、特に都市近郊林地の道路上での不法投棄が多発し易く、通行の支障や環境にも影響を及ぼしています。

このため、職員や地域監視員、外部委託業者による監視パトロールのほか、啓発看板やウェブカメラによる監視を図っています。ただし、現状では不法投棄の発見に併せた撤去の対処を進めているのが実情であるため、更なる対策の強化について検討する必要があります。

(3) 収集・運搬に関する課題

❖ 課題6 安全なごみ収集の継続

本市では、ごみ集積所を歩道上や道路脇に指定している場所が多いため、ごみ収集作業の際には、効率的なルートを設定し、安全な運行を行う必要があります。

また、収集作業中の引火・爆発等の事故や作業員のけがを 방지、安全なごみ収集を継続するため、ガスボンベやスプレー缶、使い捨てライターの分別区分の徹底、蛍光管、乾電池、刃物、割れガラスなどの適正排出について、市民への意識啓発・指導等を継続して行う必要があります。

❖ 課題7 高齢者・障害者に対する収集・運搬

近年、高齢者や障害者のみの世帯において、ごみの分別や集積所への排出が困難になっている世帯が増えています。本市では、一般世帯における高齢単身者世帯や高齢夫婦世帯の割合が増加傾向にあることから、今後増加すると見込まれる排出困難世帯に対応したごみ収集・運搬体制を検討する必要があります。

(4) 処理・処分にに関する課題

❖ 課題 8 ごみ処理経費の削減

本市では、将来的な人口の減少以上に、高齢化・少子化に伴う 15～64 歳の「生産年齢人口」の減少が大きいことが予測されています。

生産年齢人口の減少は、市の税収減少につながることから、今後もこれまで以上に一層効率的なごみ処理事業を推進することにより、ごみ処理経費の節減に努める必要があります。

このため、処理経費削減に向けたごみ発生・排出抑制の一層の推進に努めるとともに、人口減少とそれに伴うごみ量の減少を前提とした上で、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方について検討する必要があります。

❖ 課題 9 処理施設の整備・処分場の延命化

現在本市では、中間処理施設の建替えを計画しており、その規模に関してはごみ量と、その機能に関してはごみの分別区分や排出方法と相関関係にあります。今後の人口減少と高齢化を鑑み、ごみ処理経費の削減とともに市民が分かりやすく負担の少ない分別区分や排出方法を施設整備の面からも検討する必要があります。

また、市内の最終処分場については、処理容量が限られていることから、現施設の延命化が重要となります。埋立処理量を減少させるため、現在埋立処理を行っている不燃残渣等进行分析し、中間処理又は発生段階での別処理を検討する必要があります。

第2節 ごみ処理量の予測

1 ごみ処理量の予測方法

一般的には、過年度の1人1日当たりごみ排出量（以下、「原単位」という。）の推移状況に近似式を当てはめ、その延長線上に将来の原単位を設定し、この将来の原単位に将来人口を乗じて将来のごみ排出量を推計するものですが、本市の場合は、平成26年1月から各種減量施策を行ったことにより、それ以前の取り組みと大きな断絶が生じたため、過年度の推移状況より将来の値を設定することが困難です。

このため、施策実施後の平成26年度実績値を基準とし、これに将来人口の増減率を乗じることで将来のごみ排出量を推計します。

予測に用いる将来人口の推計は、将来のまちの姿と人口目標を示す「大津市人口ビジョン」（平成27年10月策定）の将来展望人口を使用するものです。

なお、人口ビジョンの将来展望人口は、平成27年度を基準に5年毎の4月1日現在の人口が示されているため、単年度の人口についてはこれをもとに算出するとともに、ごみ処理量の実績及び予測に使用する年度末の人口は翌年度の将来展望人口を採用しています。

表 3-2-1 将来人口の設定

単位:人

| 項目 | 平成 年度 | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 実績値 | 337,281 | 338,751 | 340,339 | 341,489 | 342,343 | 342,031 | | | | | | |
| 人口ビジョンの将来展望人口 | | 337,634 | 338,513 | 339,393 | 340,272 | 341,152 | 342,031 | 341,726 | 341,421 | 341,116 | 340,811 | 340,506 |
| 採用人口 | 337,281 | 338,751 | 340,339 | 341,489 | 342,343 | 342,031 | 341,726 | 341,421 | 341,116 | 340,811 | 340,506 | 339,755 |

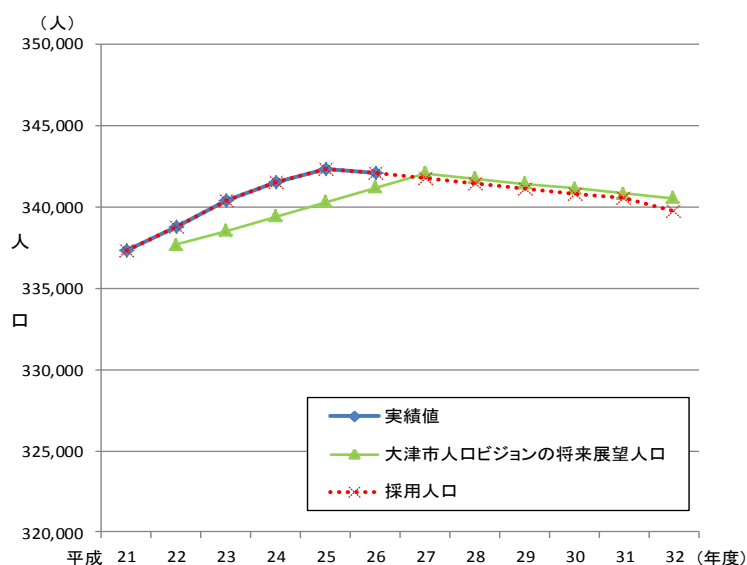


図 3-2-1 将来人口の推移

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）は微減傾向で推移し、平成29年度は106,124t（平成26年度から0.27%減少）、平成32年度は105,700t（同0.67%減少）と予測されました。

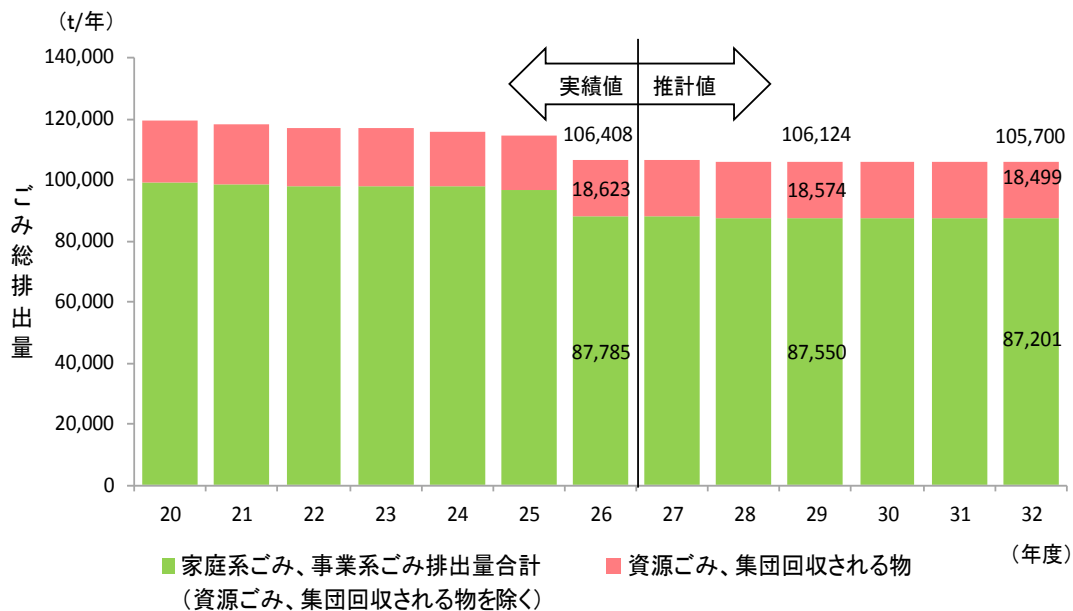


図 3-2-2 ごみ総排出量の予測結果（現状推移時）

(2) 家庭系ごみ

家庭系ごみ（資源ごみ及び集団回収される物を除く）の排出量は微減傾向で推移し、平成29年度は61,534t（平成26年度から0.27%減少）、平成32年度は61,289t（同0.66%減少）と予測されました。

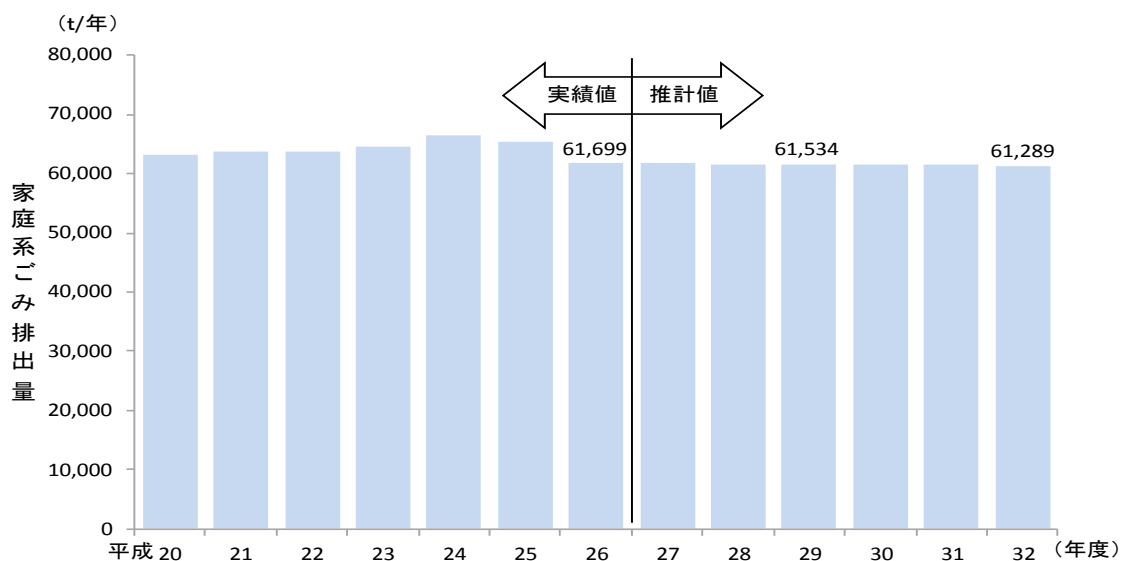


図 3-2-3 家庭系ごみ排出量の予測結果（現状推移時）

(3) 事業系ごみ

事業系ごみ（資源ごみを除く）の排出量は微減傾向で推移し、平成 29 年度は 26,016t（平成 26 年度から 0.27%減少）、平成 32 年度は 25,912t（同 0.67%減少）と予測されました。

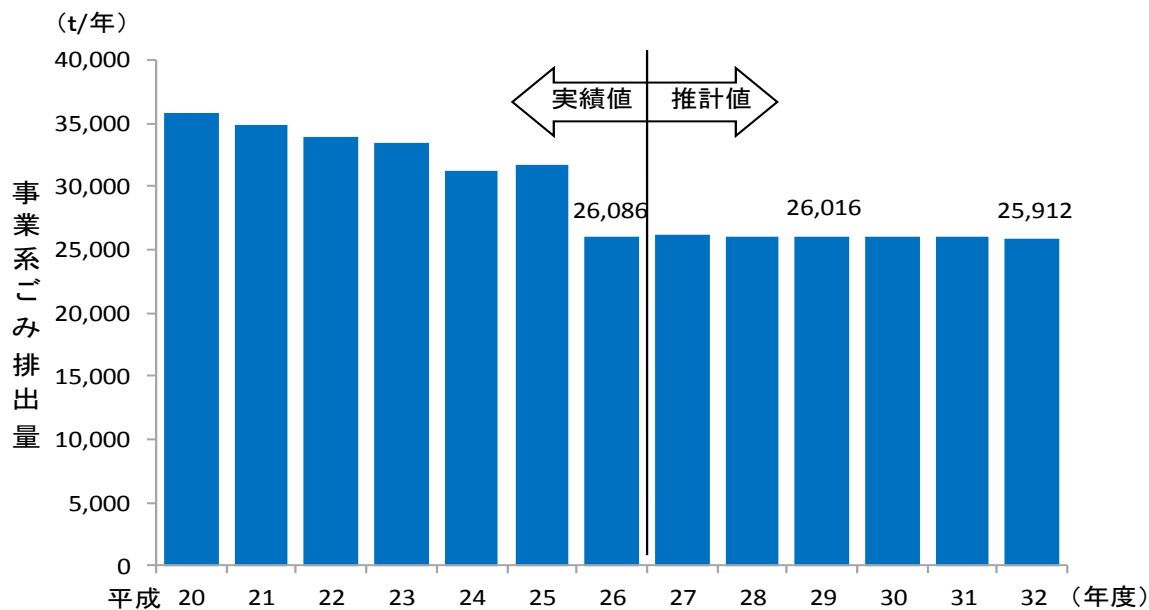


図 3-2-4 事業系ごみ排出量の予測結果（現状推移時）

3

ごみの処理・処分量の予測結果

(1) 焼却処理量

焼却処理量は微減傾向で推移し、平成29年度は89,411t（平成26年度から0.27%減少）、平成32年度は89,054t（同0.67%減少）と予測されました。

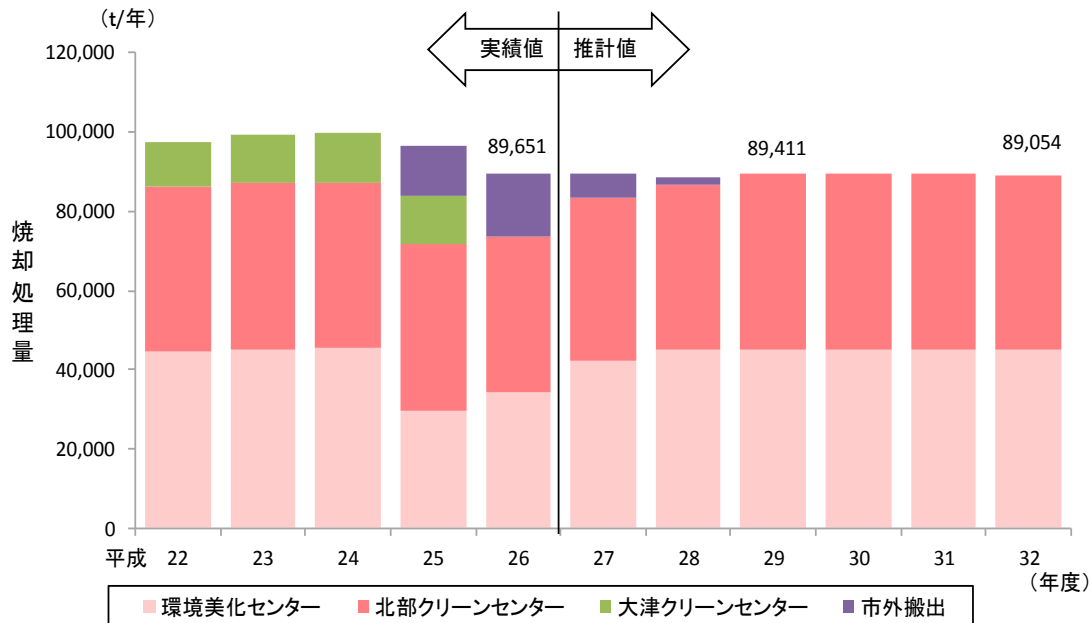


図 3-2-5 焼却処理量の予測結果（現状推移時）

(2) 最終処分量

最終処分量は微減傾向で推移し、平成29年度は11,336t（平成26年度から0.26%減少）、平成32年度は11,291t（同0.66%減少）と予測されました。

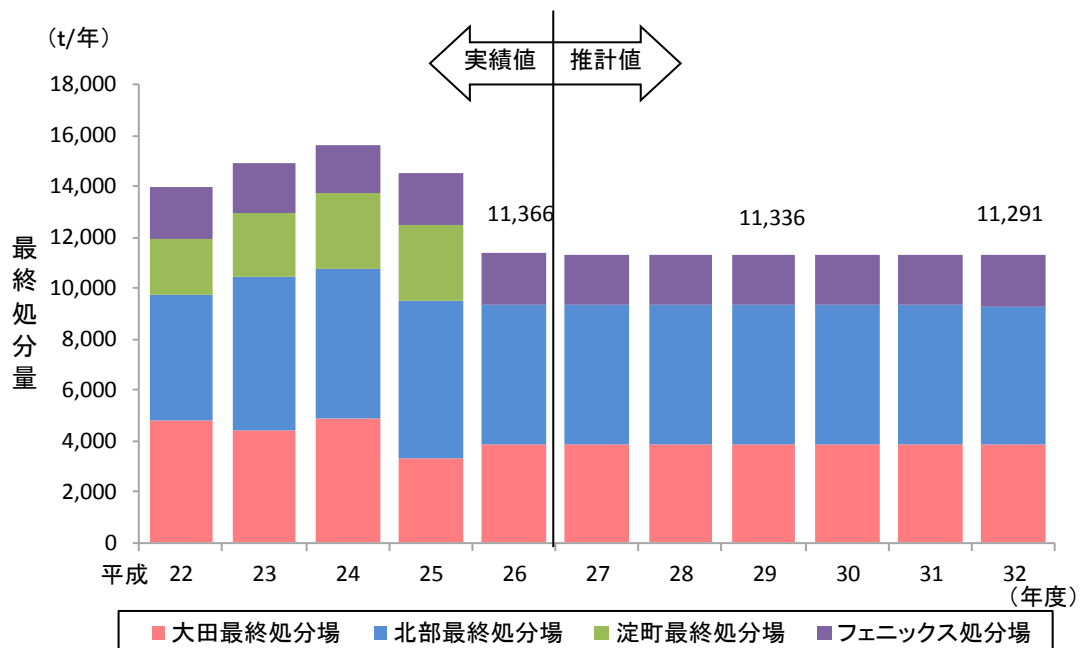


図 3-2-6 最終処分量の予測結果（現状推移時）

(3) 資源化量

資源化量は微減傾向で推移し、平成 29 年度は 18,474t（平成 26 年度から 0.26%減少）、平成 32 年度は 18,400t（同 0.66%減少）と予測されました。

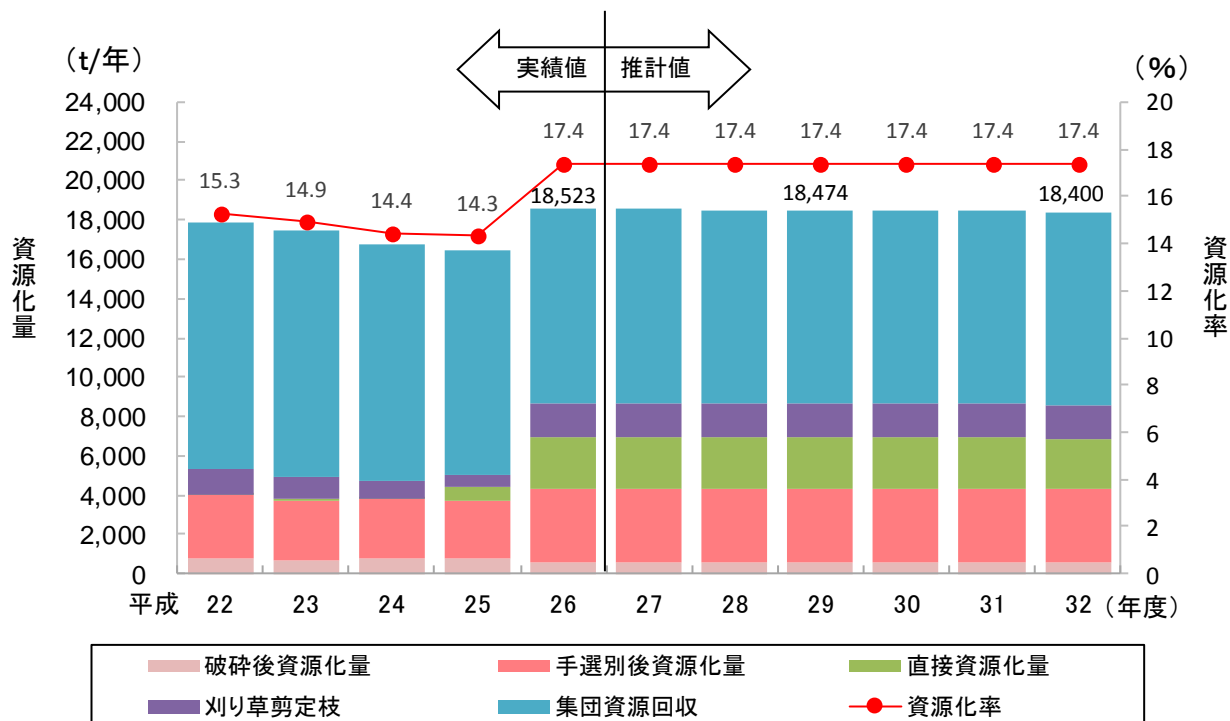


図 3-2-7 資源化量の予測結果（現状推移時）

第3節 ごみ処理基本計画

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

これまでの大量生産・大量消費の社会から循環型社会への転換を図ることを目的として、国では平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を施行しました。この法律は、形成すべき循環型社会の姿を明確に示し、国、地方公共団体、事業者、国民の果たすべき責務を明らかにしています。

将来に良好な環境を残すために、市民、事業者、行政のそれぞれが、役割をしっかりと自覚し、資源循環の大切さを深く認識するとともに、更に環境への負荷低減をも考える中で、心あるごみ減量とリサイクル行動を実践していかなければなりません。

本市では、キーワード「HEART」に込めた理念のもと、一人ひとりがごみ処理に関して、ごみマナー厳守をはじめとする“心ある行動”を徹底し、資源循環型社会をめざし、常に環境への負荷低減を考える心を持って行動していくこととしています。また、市民会議である「ごみ減量と資源再利用推進会議」をはじめ、地縁団体やNPO・ボランティア団体、事業者・行政など全ての者の協働によって構築していくことを基本理念としています。

平成23年3月に策定した現計画では、ごみ処理に関する各種の施策を推進し、ごみの減量化・資源化に努めてきました。また、平成25年9月には関連計画として「ごみ減量実施プラン」を策定し、これに基づいた施策の展開により大幅なごみ減量と資源化を実現しました。

しかしながら、平成27年度からは本市で初めて人口減少が始まり、今後は高齢化世帯の急速な増加や税収減などを踏まえたごみの合理的かつ適正な処理が求められます。

このため、本計画の基本理念・基本方針などの内容は、現計画を変えることなく、継続・踏襲することを基本として、今後の状況に応じた適正な施策・事業を推進・展開していくことを目指します。

基本理念

大津～HEARTプラン

～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～

| | |
|----------------|--------|
| H: heart | 心 |
| E: environment | 環境 |
| A: action | 行動 |
| R: recycle | 循環 |
| T: together | 協働 |
| total system | 総合システム |

(2) 基本方針

基本理念に基づき、本市における3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1. ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく【発生段階での対策】

循環型社会を構築するには3R[※]を推進する必要があります。その中でもReduce（ごみを出さない）が最も重要であることから、ごみの発生抑制策について率先して取り組むとともに、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場において“心ある行動”の実践を目指します。

基本方針2. 更に充実した資源循環の仕組みの構築【排出段階での対策】

徹底した発生抑制策を講じた後に発生する不要物については、ごみではなく徹底して資源として有効活用されるよう、リサイクルシステムの充実を図り、環境への負荷を最小限に抑制します。

基本方針3. 資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践【収集運搬・処理処分での対策】

3Rに基づく発生抑制、再利用、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を踏まえた適正な収集運搬・処理処分を実施します。また、不法投棄や野外焼却などの不適正処理についても、必要な対策を講じます。

※3R（スリーアール、さんあーる）

廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。Reduce（リデュース：廃棄物の発生を抑制する）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再生使用する）の頭文字を取った略称。

(1) ごみ減量に係る目標

本計画でのごみ減量に係る目標は、家庭系ごみ・事業系ごみの合計から資源ごみ及び集団回収される物を除いた「ごみ排出量」を対象とし、ごみ減量を推進するものとします。

現状（平成 26 年度実績）が推移した場合、ごみ排出量は微減傾向で推移すると予測されましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、大幅な減量を達成した現状からリバウンドさせることなく減量させることを目指します。

なお、「ごみ排出量」の算定は、現状の「家庭系ごみ原単位（1人1日当たりごみ排出量）」及び「事業系ごみ原単位（1人1日当たりごみ排出量）」に対して施策による減量効果を加え、これを現状より低い水準とし、目標年度の将来人口を乗じるものとします。

表 3-3-1 ごみ減量に係る目標

| 項目 | 目標年度 | 数 値 目 標 |
|--------------|----------|---|
| ごみ排出量 | 平成 32 年度 | 現状（平成 26 年度実績） 87,785 t から 85,067 t へ |
| 家庭系ごみ 原単位 | 平成 32 年度 | 現状（平成 26 年度実績） 494.2g/人・日 から 482.9g/人・日へ |
| 事業系ごみ 原単位 | 平成 32 年度 | 現状（平成 26 年度実績） 209.0g/人・日 から 203.1g/人・日へ |

原単位（g/人・日）＝ごみ排出量（t/年）÷人口（人）÷365×1,000×1,000

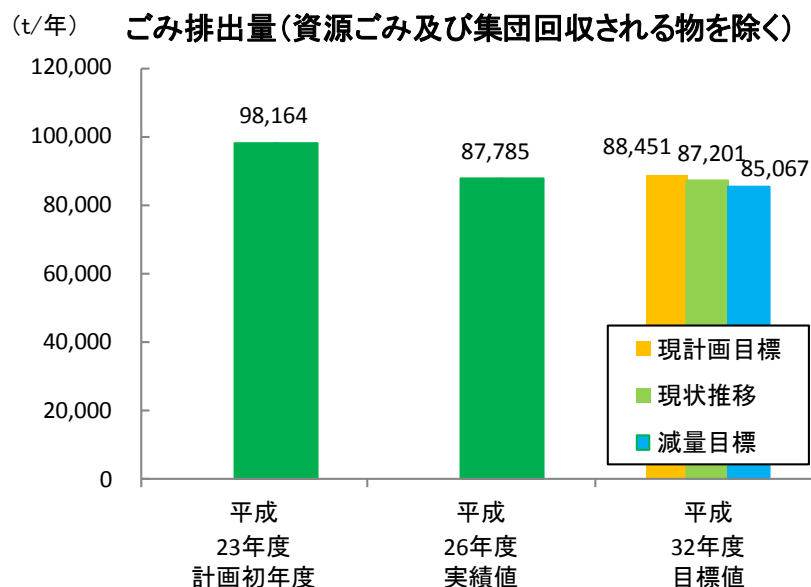


図 3-3-1 現状推移時と目標達成時のごみ排出量

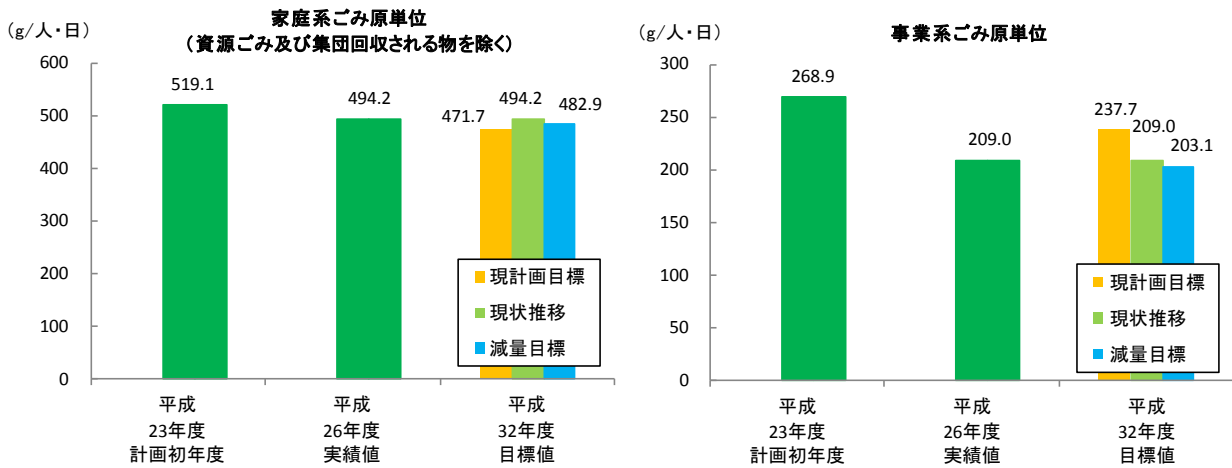


図 3-3-2 現状推移時と目標達成時のごみ排出量 (原単位)

(2) 処理・処分に係る目標

本計画での処理・処分に係る目標は、「資源化率」及び「最終処分量」を対象とし、今後も適正な処理・処分を推進するものとします。

現状（平成 26 年度実績）が推移した場合、資源化率は 17.4%で推移すると予測されましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、現状推移時より増加させることを目指します。

最終処分量は、微減傾向で推移すると予測されましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、現状推移時より減少させることを目指します。

表 3-3-2 処理・処分に係る目標

| 項目 | 目標年度 | 数値目標 |
|-------|----------|--|
| 資源化率 | 平成 32 年度 | 20%以上とする |
| 最終処分量 | 平成 32 年度 | 現状(平成 26 年度実績) 11,366 t から 11,015 t へ |

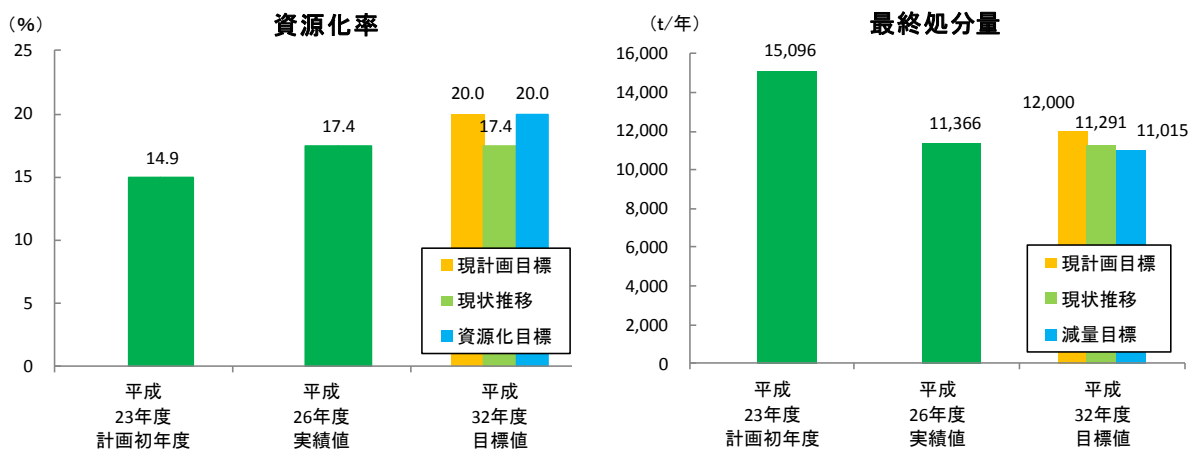


図 3-3-3 現状推移時と目標達成時の資源化率、最終処分量

本市では、以下に示す体系に基づく各種の施策を行うことにより、ごみの減量化・資源化を推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。

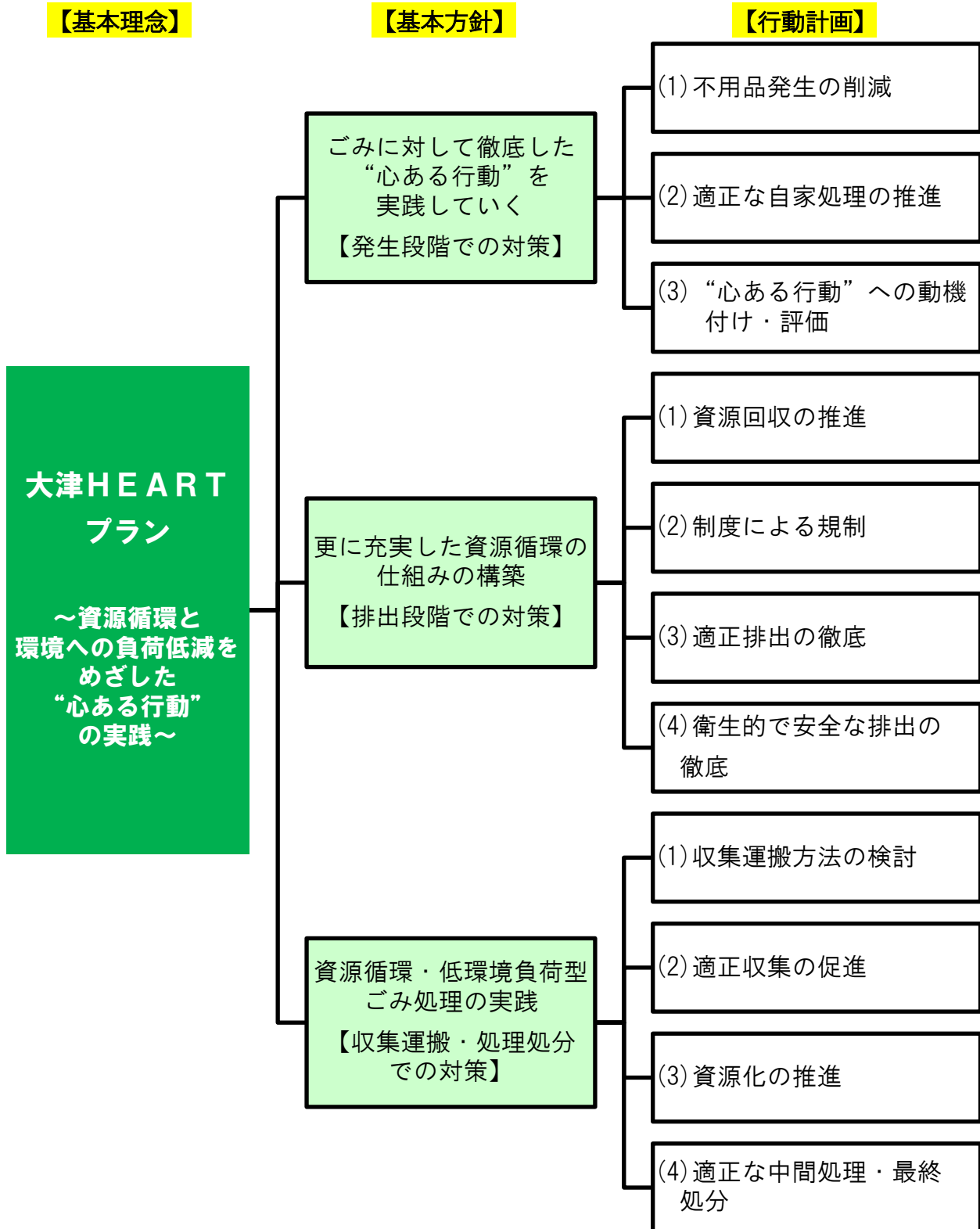


図 3-3-3 施策体系図

※既に実施又は検討中の施策は、現計画の記載の有無にかかわらず「継続」「拡充」としてしています。

ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく 【発生段階での対策】

(1) 不用品発生の削減

家庭生活においては、環境にやさしいもの、長く使えるものや詰め替え商品などを選び、必要以上のものを買わないように心がけます。買い物に際してはマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断り、ものは使い捨てにせず修理して長く使います。食事に際しては料理の作りすぎをしない、食事に際して食べ残しをしないようにします。不用品を「必要なもの」に再利用する場としてリサイクルセンターやリサイクルショップ、フリーマーケット、ネットオークションなどを有効活用します。このように、ごみを出さないことに配慮した行動を実践するよう、市民一人ひとりの意識向上を図ります。

事業活動を行う上では、徹底したごみの発生抑制を実施するよう、市内事業所に対して指導又は協力を求めています。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 各種持参運動の推進（継続）

レジ袋の更なる削減に向けて、市民に対してマイバッグの持参を継続して呼びかけるほか、ごみとなる使い捨ての割り箸、紙コップなどを使わない意識を育てるため、下記の各種持参運動を推進します。これにより、マイはしやマイカップなどの持参物の使用を推奨する意識の醸成を事業所に働きかけます。

- ・マイバッグ持参運動・・・・・・・・・・（レジ袋の削減）
- ・マイはし推進運動・・・・・・・・・・（割り箸の削減）
- ・マイカップ・ボトル推進運動・・・・・・・・（紙コップ、ワンウェイ容器の削減）

② 過剰包装お断り運動の推進（拡充）

不必要な過剰包装を断るほか、個包装の商品の購入を控えるなど、包装の簡素化を推進することで、市民及び事業者の減量化意識を育みます。

また、分別が困難な容器包装が販売されるようになっていることから、購入に際しての注意や配慮を呼びかけます。

③ 容器包装の削減推進（継続）

本市では事業者、団体、行政で構成される「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」に参画し、レジ袋をはじめとした容器包装削減の取り組みを進めています。中でも「レジ袋削減の取組に関する協定」（大津市は1次である平成25年2月15日に締結）に基づき始まったレジ袋無料配布中止については、今後さらに多くの店舗で広がるよう、事業者及び市民の意識啓発を図ります。

④ フードロス削減運動の推進（継続）

他都市での報告によると、家庭から出る生ごみの10%は賞味・消費期限切れなどによる未利用食品の廃棄であり、その量は一人当たり年間約15kgとも言われています。生ごみの減量に向けて、未利用食品を出さないよう計画的に買い物する、安いからといって買いすぎない、料理は適量を作る、皮や芯を過剰に取り除かない、食べ残しをしないなどの意識を啓発する運動を「フードロス削減運動」として、市民への情報提供や呼びかけを推進します。

⑤ リユースの推進（拡充）

本計画に基づき設置されたリユースセンター（現リサイクルセンター木戸）において、リユース品の譲り受け・譲り渡しができるコーナーを常設していますが、この取り組みを市内に広げ、支所などを活用したコーナーの出前を実施します。また、リユース品の抽選会を行うイベントを開催するなど、リユース意識の浸透を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

① 事業所における適正処理の推進（継続）

事業所に「事業系廃棄物の適正処理の手引」を配布し、事業活動におけるごみの減量及び資源化を進めるよう啓発します。特に産業廃棄物の徹底排除や紙類・厨芥類などの資源化に取り組むよう誘導するほか、必要に応じて事業所への訪問指導を実施します。

② 事業用大規模建築物の所有者等に対する減量計画の徹底（拡充）

事業系ごみを多量に発生させることが見込まれる事業者に発生抑制、資源化、適正な処理についての指導及び助言を行うため、1棟で1,000㎡以上の建築物の所有者又は管理者に対して「事業系廃棄物管理責任者」の選任と「事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書」の提出を毎年求めます。計画書については、年度毎の比較や同規模又は同業種の事業所との比較を行い、必要に応じて訪問指導等を実施します。

③ フードロス削減協力店舗登録制度（新規）

外食店での食べ残しによる食品ロス（フードロス）を削減するため、「小盛りメニュー等の導入」、「持ち帰り希望者への対応」、「食べ残しを減らすための呼びかけの実践」、「ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施」といったことに取り組む店舗を登録し、紹介する制度の展開を検討します。これにより、主に外食産業から排出される事業系生ごみの削減を目指します。

(2) 適正な自家処理の推進

家庭において、生ごみの水切りや堆肥化は身近にできる有効な発生抑制策であり、昔から生活の知恵として行われてきたものでもあります。特に堆肥化は農業に携わる人にかかわらず、家庭菜園やプランター栽培、花壇などを活用する土壤があることから、機器の購入補助により支援するなどして生ごみを自家処理する意識を啓発します。

事業活動にあたっては、食品リサイクル法の制定により、食品関連事業者がリサイクルに取り組むことが義務づけられましたが、法対象以外の事業者以外に対しても積極的に食品リサイクルへ取り組む又は業務用生ごみ処理機を導入するなどして、生ごみを焼却施設へ搬入しないよう協力を求めます。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 水切り運動の推進（拡充）

生ごみの約 60%は水分です。水切り袋に入った生ごみをそのまま出すのではなく「もう一絞り」する、濡れた生ごみは乾かしてから捨てる、調理の際には最初から濡らさないようにする、など家庭生活の中でできる水切りの工夫を広報するとともに、店頭での周知啓発や水切り器具の紹介、アンケートの実施などを通じて広く意識の浸透を図ります。また、生ごみの水切りは焼却ごみ質の改善やダイオキシン類の発生防止にもつながるため、これを含めた周知についても検討します。

② 生ごみ処理機等活用事業補助金制度の継続（継続）

電気式の生ごみ処理機又はコンポスト容器の購入に際し、その費用の一部を補助する現行補助制度の継続を基本とし、家庭における生ごみの資源化を促進します。なお、その展開にあたっては、以前に購入補助を受けた人に対して買い替えでの補助活用を推奨する、インターネットによる購入に際しての補助活用を広報する、販売に対する購入補助金の存在をPRするポスターやPOPを店頭に掲示するなどして、ごみ減量の意識のみならず、商品購買意欲の面からも働きかけていきます。

③ コンポスト化の推進（継続）

燃やせるごみの身近な減量化方策として、家庭におけるコンポスト化を推進します。生ごみ処理機等活用事業においてコンポスト容器が2台まで補助を受けられることに加え、2台での活用方法を広報するとともに、コンポスト教室の開催などによりその普及に努め、段ボールコンポストなどを参考とした処理の方式や堆肥の有効活用についてホームページや広報等を通じて、情報提供を行っていきます。

④ 家庭系生ごみ堆肥化事業（継続）

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき実施されている家庭系生ごみ堆肥化事業については、平成 29 年度で支援期間が終了することから、これ以降の事業方法について検討します。

事業系ごみに対する具体的施策

① 生ごみ減量化の推進（新規）

事業所に「事業系廃棄物の適正処理の手引」を配布し、事業活動に伴い生じる加工残渣、売れ残り商品、調理くず、食べ残り商品などの発生抑制や業務用生ごみ処理機の導入による食品廃棄物の自家処理又は食品リサイクルによる再生利用の協力を求めます。なお、学校給食調理場や市民病院などの公共施設にあっては、民間事業者に先がけてその実施を検討していきます。

② 食品リサイクルの推進（新規）

食品リサイクル法に定める食品関連事業者に該当しない事業所であっても、生ごみの多量排出が見込まれる事業所に対しては、登録再生利用事業者や関連する収集運搬業者を紹介するなどして食品廃棄物の再生利用の協力を求めています。なお、国においては、食品関連事業者の対象拡大や義務づけている再生利用率の引き上げを含めた食品リサイクル法の見直しを議論していることから、これを注視するとともに新たな方針が出された際にはあらためて事業所への広報・周知を行います。

(3) “心ある行動” への動機付け・評価

ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践するためには、その心を育む必要がありますが、様々な広報媒体などを通じて啓発されるよりも、自らの行動が結果的に資源循環や環境への負荷低減に寄与している場合も多くあります。これらの行動は、その影響や成果を知り得ることや他者からの評価を受けることで自信ややりがいとなり、行動の継続や拡大につながります。

市民や事業者の“心ある行動”のさらなる実践を後押しするため、動機付けにつながる施策や行動を評価する仕組みをつくりまします。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 散在性ごみ削減への取り組み（継続）

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に定める「環境美化の日」（5月30日、7月1日、12月1日）を基準日として、散在性ごみ削減に関する市民運動を展開します。5月には平野学区から晴嵐学区の湖畔や河川の散在性ごみを拾う「ごみゼロ大作戦」が、12月には市内全学区で清掃活動や啓発活動を行う「ノーポイ運動」が実施されます。本市では市民が主体的に取り組むこれらの運動を物資支援するほか、市内北部の水泳場や駅周辺のパトロールを通年実施し、散在性ごみの削減を図ります。

② ごみ減量と資源再利用推進賞（継続）

ごみ減量及び資源再利用など3R推進に関する活動又は環境美化活動を行う個人や団体を表彰することにより、市民のごみに対する意識向上を図り、環境にやさしい快適なまちづくりの実現に寄与することを目的に、「ごみ減量と資源再利用推進会議」が平成27年度から表彰制度を創設されました。本表彰は、受賞者の励みとやりがいにつながり、その後の活動の広がりも期待できることから、本市は会議の事務局団体としてこれを継続実施していきます。

③ グリーン購入の推進（継続）

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。特にごみの観点からは、原材料がリサイクルされているものを選ぶ、使う時に長く大切に使えるものを選ぶ、使い終わったらごみが少なくなるものを選ぶ、過剰包装商品を選ばない、などの行動を推奨することにより、環境への負荷低減をめざした心を育みます。

④ 環境教育の推進（継続）

ごみの減量化・資源化を推進するため、市民一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。幅広い年齢層に対する環境学習の機会としては、出前講座の実施や自治会等団体へのパネル貸し出しや資料提供を行います。また、子供に対しては、社会科副読本「くらしとごみ」を配布し、小学4年生の教育カリキュラムでごみに対する正しい知識と行動を習得してもらうほか、絵画や標語のコンクールを通じて3Rや環境美化に対する意識の向上を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

① ごみ減量と資源再利用推進賞（継続） ※家庭系の施策と同内容

「ごみ減量と資源再利用推進会議」が平成 27 年度から創設された表彰制度であり、表彰対象は事業活動を行う者も含まれます。本表彰は、受賞事業者の励みとやりがいにつながり、その後のさらなる活動の広がりも期待できることから、本市は同会議の事務局団体としてこれを継続実施していきます。

② 優良排出事業者認定制度（継続）

事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書等に基づき、ごみ減量や資源化について積極的に取り組んでいる事業者を認定する制度の導入について検討します。認定に際しては発生抑制、分別の徹底、資源化の推進など、排出に至るまでの過程における工夫をポイント化するなどして事業者が取り組んでいる内容を明示化し、その実践を広報することで、市内事業者の取り組みの底上げを図ります。

更に充実した資源循環の仕組みの構築 【排出段階での対策】

(1) 資源回収の推進

本市において、資源化率は近年増加傾向で推移していますが、国の目標値や同規模の自治体と比較すると低い水準にあります。しかし、ごみ量は同規模自治体よりも低い水準です。これは、本市の細長い地勢上、駐車場が整備された食品スーパー等が多く点在しており、家庭から排出される資源物の多くは店頭回収され、市の処理量に反映されないことが原因と考えられます。近年では容器包装にとどまらず、古紙の店頭回収も広がりを見せています。

本市では、こうした発生前の処理が日常的に行われており、市民の特性にも合っていることから、この取り組みをより進める施策や新たな取り組みを実施していきます。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 集団資源回収の促進（継続）

集団資源回収における古紙の回収は地域で長年行われてきており、この取り組みはごみ減量と資源化の推進に寄与することから、本市では平成5年から回収量に応じた補助を行っています。しかし、平成20年度に約14,000トンあった回収量が以降は減少傾向となり、平成26年から始めた紙ごみ行政回収の量と合わせても約11,500トンで落ち込んでいることから、広報の充実や雑がみ回収の促進、指定回収業者との連携、補助単価の見直しなどを通じて集団資源回収の活性化と回収量の増を図ります。

なお、古布とアルミ缶も対象品目としていますが、古紙回収のみの実施団体が多く、回収量が少なくなっています。アルミ缶については集積所からの資源物の持ち去り防止の観点からも実施団体の拡充を呼びかけていきます。また、小型家電など新たな対象品目の拡充についても検討していきます。

② 拠点回収の拡充（継続）

現在支所や学校で拠点回収を実施している牛乳パック、乾電池のほか、廃食油や蛍光灯、古着、古布などについて、拠点回収の手法を検討します。これら新たな対象物については、従前の拠点における場所の確保や収集が困難なことから、現行方法による回収・収集を行うのではなく、あらかじめ決めた日時と場所を回収拠点とし、資源化業者又は収集運搬業者が直接収集する仕組みを基本とするものです。

③ 店頭回収の拡充（継続）

ペットボトルや食品トレイ、牛乳パックなどの店頭回収は、消費者が購入時に持参することで効率的な資源回収が可能であり、特に本市では盛んに行われているため、市民に配布するガイドブックの記載など広報の充実により店頭回収を推進します。また、使用済みの蛍光灯や電球などを購入時に引き換え回収する店舗もあるため、協力店舗をホームページやごみ分別アプリ等において掲載し、より一層の浸透を図ります。

④ イベント回収の実施（新規）

小型家電や古着のように品目や種類が明確な物については、資源化業者が直接買い上げる場合もあるため、日時と場所を特定したイベント回収の実施を検討します。なお、単独でのイベント実施よりも既存のイベントの1ブース又は1コーナーとしての実施や店頭で実施するなど、人が多く集まる場所を活用する方が多くの回収量を見込めるため、実施に際しては資源化業者とイベント事業者又は店舗等と協議を行っていきます。

⑤ 宅配回収の連携実施（新規）

小型家電リサイクル法の認定事業者が、宅配便を活用して使用済みパソコンや小型家電を有料回収しており、自治体との連携（協定締結及び広報周知）によりパソコンを含むサービス利用料金が無料となる事業を始めています。収集や施設での処理によらない方法であることから、本市もこの事業への参画について検討します。

⑥ 適正処理困難物の再生利用委託（継続）

適正処理困難物をストックヤードで受け入れ、再生処理可能な物については廃棄物処理業者へ処理を委託し、資源化を推進します。これにより、従前まで市の施設では処理不可能と断っていたスプリング入りマットやソファを市民が排出できるようになっています。

事業系ごみに対する具体的施策

① 資源回収の促進（継続）

オフィス等の事業系ごみには紙類が多く含まれていますが、機密性の観点等から資源化に回っている量は多くありません。近年は機密性を保ちながら資源化できる業者も存在することから、紙の資源化に向けた普及・啓発を推進します。また、事業活動に伴い排出されるごみについては、性状が似たものが比較的まとまった量で発生するので、資源回収を促進するための制度化について検討します。

② 小規模事業所を対象とした資源回収の検討（新規）

小規模事業所の場合、まとまった量の資源物を定期的に排出して、資源回収業者に委託することが困難であることが多いため、市民団体が行っている集団資源回収に含めた回収や公的施設などを活用した拠点回収の可能性について検討します。

③ 製造販売責任の徹底推進（継続）

製造販売責任の徹底に向け、事業者に自主的な製品回収やリサイクルしやすい商品の開発、強制デポジット製品の販売等について、関係機関を通じて要望していきます。また、分別が困難な容器包装が販売されるようになっていることから、市民に対して購入に際しての注意や配慮を呼びかけることを通じて、製造販売者への意識啓発を行います。

(2) 制度による規制

現計画においては、ごみ減量化の有効な方法の一つとして指定ごみ袋の課金による家庭ごみ有料化について検討してきました。しかし、有料化を検討した当時とは背景も状況も様変わりしたことから、また、有料化によらない施策の実施によりごみの減量が進み、当時掲げていた有料化の意義が失われていたことから、家庭ごみ有料化の検討を白紙に戻しました。

家庭系ごみの減量施策には、収集品目の拡大に加えて排出量の制限があります。特に大型ごみについては、施設搬入時の無料設定の廃止や排出の点数制限を行うとともに事前の電話申込みを義務づけることで安易なごみ排出を防ぐとともに家庭系を偽った事業系業者の搬入を防ぐ効果がありました。

事業系ごみについても排出量を制限するほか、一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度を導入するなど、制度によるごみ減量を進めています。

現に有効な制度については、これを継続して実施するとともに、リバウンド対策や不法投棄対策等と合わせて見直しを行っていきます。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 一般家庭ごみの排出量の制限（継続）

本市ではごみ集積所への排出について、1回の収集につき1人あたり20リットル以下と規定しており、市民に配布しているガイドブックに記載するなどして広報を行っているほか、収集時における多量排出物の取り残しを行うことで周知徹底を図っています。これは市民の理解にもつながる取り組みであるので継続していきませんが、規定する排出量については状況に応じて見直しを行っていきます。

② 大型ごみの排出量の制限（継続）

平成26年度から、大型ごみの戸別有料収集については、6点以上排出する際の立会いを義務付けています。また、施設への直接搬入は1日1回5点までとし、一定量の無料部分を廃止したほか、事前に電話で申し込みすることを義務付け、ごみの多量廃棄を制限しています。これにより、大型ごみの処理量が減少したため、物を大切に使う、修理して使う、リサイクルショップを活用するなどの意識付けがなされていると考えます。また、家庭ごみを偽った事業者による搬入も防ぐ効果もあることから、この制限は今後も引き続き実施していきませんが、引越しなどに伴う多量廃棄の際の対応についてはあらためて検討するものです。

③ 処理手数料の見直し（継続）

ごみを処理施設に直接搬入する際の手数料については、平成26年度から改定していますが、処理経費に対する負担の割合や他の自治体との均衡、市の財政状況など総合的に勘案して今後も定期的に検証し、適正な手数料設定について検討します。

事業系ごみに対する具体的施策

① 一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度（継続）

平成26年度からマニフェスト制度を導入し、排出事業者、ごみ種、排出量等が明確に確認できるようになりました。これにより、排出事業者に対する意識の啓発や収集運搬業者による不適正処理を防止しています。なお、マニフェストのD票が返却されていない事案も発生しており、マニフェストの正しい運用について指導を行っていきます。

② 排出量の制限による発生抑制の推進（継続）

大型ごみの搬入は、一般廃棄物及び併せ産業廃棄物について1日5点まで、併せ産業廃棄物のうち小型破碎ごみは5袋までとし、長さ40cm未満にして透明袋に入れることと制限することで発生抑制を推進しています。なお、家庭系大型ごみの施設への搬入制限に伴い、家庭ごみを偽った事業者による搬入が防がれるようになったことや産業廃棄物の徹底排除により、事業系の大型ごみの搬入量は大幅に減少しています。

③ 処理手数料の見直し（継続）

ごみを処理施設に直接搬入する際の手数料については、平成26年度から改定していますが、処理経費に対する負担の割合や他の自治体との均衡、市の財政状況など総合的に勘案して今後も定期的に検証し、適正な手数料設定について検討します。また、刈り草剪定枝の処理費用や食品廃棄物の処理費用については、民間再生事業者の処理費用との均衡を鑑みて別途設定するなどの方法を検討します。

④ 併せ産業廃棄物の制限（継続）

一般廃棄物と産業廃棄物の分別及び分離が困難な「併せ産業廃棄物」については、市の処理施設に支障が生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認めた場合のみ受け入れることとし、事前協議を義務づけています。現在は処理施設の老朽化に伴い支障が生じると判断するケースが多くありますが、施設の建替後についてはその判断基準を明確にし、必要に応じて見直していきます。

(3) 適正排出の徹底

燃やせるごみ又は燃やせないごみとして排出されるごみの中から資源物を取り除くことは、ごみ減量と資源化に直接つながることから、ごみの分別は市民生活において最も重要なごみ処理です。ごみの正しい分別知識や分別区分を遵守する意識を育むことで、市民の手によるごみ減量と資源化を推進します。また、事業系ごみについては、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を徹底し、産業廃棄物の混入を防止します。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 分別の徹底と啓発強化（継続）

ガイドブックや「分け方・出し方」パンフレット、ごみ分別アプリ、ホームページ、広報紙を通じて家庭系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図ります。特に燃やせないごみに混入しやすいガスボンベやスプレー缶、使い捨てライターについては、収集車の火事の原因となっているため、定期的な啓発を行います。本市の分別基準に満たない分別の不十分なおみについては、取り残しシールを活用し、適正排出への意識啓発を行います。また、イベントや出前講座における「ごみ分別クイズ」の実施により、幅広い世代に対し分別知識の育成を図ります。

② 地域と連携した排出ルールの徹底（継続）

集積所の管理者や環境整備推進員など地域のリーダーとなる市民、又は自治会関係者との連携により、出前講座の実施や啓発チラシの配布などにより、地域における排出ルール徹底の指導や分別方法の周知を図ります。

③ 不法投棄対策の徹底（継続）

不法投棄のパトロールや各種調査データの検証を元に、監視体制を整備する一方で、早期発見による再発防止のため、ごみ分別アプリによる通報機能の活用に努めます。また、ウェブカメラの抑止効果が高いことから啓発看板と併せて増設するなど、効率的な対策と強化を図ります。一方、違反者には警察への通報や法律に基づく処分を求めるなど、市として対策強化と徹底の姿勢を明確にします。

事業系ごみに対する具体的施策

① 分別基準の周知徹底（継続）

「事業系廃棄物の適正処理の手引」を配布するほか、ホームページなどを通じて事業系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図ります。また、収集運搬業者に対する説明会を行い、収集事業者を通じて排出者への意識啓発と分別の徹底を指導します。

② 不適正排出の排除（拡充）

「事業系廃棄物の適正処理の手引」を配布するほか、ホームページなどを通じて一般廃棄物と産業廃棄物との明確な区分等について情報提供を実施します。また、施設における Manifest の確認や目視での検査を行うとともに、搬入物の展開調査を定期的に行うことで、不適正排出を排除します。なお、不適正な搬入があった場合には、収集運搬業者に対して指導を行い、収集運搬業者を通して排出事業者に資源物の分別と適正排出、資源化の推進を呼び掛けるほか、必要に応じて排出事業者への訪問指導を行います。

③ 排出者責任の徹底（継続）

事業活動による廃棄物については、排出者である事業者が責任を持って処理すべきであることについて、「事業系廃棄物の適正処理の手引」やホームページなどを通じて法的根拠等を踏まえた情報提供を行うほか、Manifest 制度により排出者責任の徹底を図ります。

(4) 衛生的で安全な排出の徹底

ごみ処理に関して、市民と清掃行政の接点となるごみ集積所については、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、自治会等地域住民との連携・協力による管理体制を強化します。また、美観や衛生等の環境保全のため、カラスネットの貸与や集積所設置補助など集積所の管理に対する支援を実施します。

また、事業系ごみについては、保管基準の徹底や施設への搬入の際の制限を設け、衛生的な排出の徹底を図ります。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 集積所管理責任の徹底（継続）

集積所の管理者や集合住宅の管理会社の管理責任を徹底し、集積所の清掃、分別不十分なごみの持ち帰り等、集積所周辺の衛生対策について引き続き啓発を実施します。

② 集積所管理に対する支援（継続）

集積所管理に対する支援策として、カラスネットを貸与し、カラスや野良猫などによるごみの飛散防止を行います。また、集積所にケージ等を設置又は改修する際、その費用の一部に対する補助を行い、集積所周辺の美観対策及び衛生対策を講じます。

③ 持ち去り業者対策の強化（新規）

アルミかんや紙ごみ、不燃物内の資源物を集積所から持ち去る業者が増加しています。本市では、職員による巡回パトロールを行うほか、地域住民による監視やパトロールと連携して指導を行い、地域からの持ち去り業者排除を推進します。なお、集団資源回収で集められた資源物は有価物であり、持ち去り行為は違法となることから、地域の自己防衛措置としての観点からも集団資源回収の取り組みを推奨します。

事業系ごみに対する具体的施策

① 保管基準の徹底（継続）

事業系ごみの保管基準を徹底し、廃棄物の漏洩や飛散等を防止します。また、不適正な保管を行っている事業所に対しては必要に応じて直接訪問指導を行います。

② 施設搬入時の排出基準の徹底（継続）

事業系一般廃棄物又は併せ産業廃棄物（いずれも大型ごみを除く）を施設に搬入する際は、長さを40cm未満にして透明袋に入れることを義務付け、衛生的で安全な排出を周知徹底します。

(1) 収集運搬方法の検討

本市では、家庭ごみの一般収集のほか、大型ごみなどの戸別有料収集、美化活動に伴う収集、動物の死体収集を行っていますが、その収集運搬方法については、環境負荷低減や経費削減に向けて繰り返し検討を行います。また、収集運搬方法は処理施設の事業方式の影響を受けることから、施設整備の計画を進めるにあたっては、施設における経費削減とともに収集運搬における経費削減を合わせて検証し、双方にとっての最適解を導き出すよう検討します。

なお、高齢化に伴う要介護者の増加などで、ごみ集積所への排出が困難な世帯が増加していることから、これに対応した新たな収集の仕組みを検討します。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 収集車両の検討（継続）

収集車両については、環境負荷低減や経費削減の観点のほか、狭隘道路や排出困難家庭に対応するなど現状の課題をふまえ、他市の事例等を調査・研究し、本市の実状に合った収集車両の導入について検討します。また、平成26年度からはびんの破碎を防止するため、収集にプラットフォームを用いていますが、資源化施設の事業方式によっては破碎後に選別する方法もあることから、施設整備の計画に合わせた効率的な収集車両を検討します。

② 戸別有料収集（継続）

従来、本市では大型ごみを拠点回収していましたが、持ち去りや持ち込みなどの問題、地域における環境影響のほか、ごみ減量の観点から見直し、平成19年度から戸別有料収集を行っています。この収集方法は市民生活に定着し、ごみ減量や物を大切に使用する意識の醸成にもつながっていることから今後も継続していきませんが、引越しなど一時多量排出時には、ごみ処理手数料券の貼付や重量計算等に困難が生じることから、その手法について見直しを検討します。

③ 美化収集（継続）

本市は琵琶湖に面し、多くの河川が市内に流れている上、なぎさ公園をはじめとする親水環境に恵まれており、市民や事業者等による能動的な美化活動が活発に行われています。本市では、散在性ごみの廃除と環境意識の醸成につながるこの取り組みを支援するため、美化活動により収集されたごみについては無料で臨時収集することとしており、今後も引き続き実施していきます。

④ 動物等の死体収集（継続）

犬、猫等の野良、野生動物の死体収集については、衛生面や周辺への影響等から休日夜間を問わず収集するものとしており、今後も継続実施するものです。なお、死体の位置や内容を特定し、迅速な対応を行うため、ごみ分別アプリによる通報機能を活用します。

(2) 適正収集の促進

家庭系ごみについては一般ごみの収集にあたり、適正かつ効率的な収集運搬体制を構築するものとし、事業系ごみについては、収集運搬業者による適正収集を促進します。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 追跡調査による適正収集の促進（継続）

一般ごみの収集にあたり、収集車両が効率的なルートを通っているか、安全な運行を行っているか、無駄なく作業を行っているかなどを検証するため、定期的に収集車両の追跡調査を行い、必要に応じて見直しを行うなど適正かつ効率的な収集運搬体制を構築します。

② GPS機能搭載によるデータ共有の検討（継続）

収集車両ごとの収集エリアや収集ルートを把握することで、より効率的なルート設定を行い、収集時間の短縮を図るため、収集車両にGPS機能を搭載し、収集車両、市役所、処理施設とのデータ共有システムの構築を検討します。これにより、収集が遅れている地域への応援や取り残した集積所への対応などの利便性が向上する効果も期待できます。

事業系ごみに対する具体的施策

① 収集運搬業者への周知（継続）

一般廃棄物の収集運搬許可業者に対しては、定期的に情報提供又は説明会を行い、制度や適正な収集の周知徹底、収集に伴う課題解決、再生処理への誘導などを図ります。また、必要に応じて個別の説明や指導を行い、許可業者による適正収集を促進します。

② 収集運搬許可の制限による適正収集の維持（継続）

市内における適正な収集体制を維持するため、本市の事業系ごみ収集量及び収集運搬許可業者の許可件数について精査を行い、収集運搬許可の新規申請については、許可要件を厳格化し、適正業者数の確保に努めます。

(3) 資源化の推進

本市において環境面や経済面、効率面などからより有効な資源化を実現するために必要な施設の整備を行います。なお、民間施設に委託する方がより有効なものについては、外部委託の可能性についても検討を実施します。

家庭系ごみに対する具体的施策

① 選別機器の導入による資源化向上（継続）

資源化施設の整備にあたっては、効率よく資源化が図れるよう各種選別機器の導入について検討します。なお、導入にあたっては購入費のみならず維持管理の観点からの費用対効果を踏まえた上で、必要なものについて強化を図り、資源化率の向上と残渣発生率の削減に努めます。

② 小型家電のピックアップ回収（新規）

家庭から収集した燃やせないごみは、現在資源化施設で破碎し資源化を行っていますが、破碎残渣が多く出る傾向にあります。小型家電リサイクル法の施行により、使用済みの小型家電製品をそのまま引き取り資源化する認定事業者が増加していることから、対象物をピックアップして回収し、認定事業者に引き渡すよう検討します。これにあたっては、一時的な処理ではなく、長期的に安定的な処理を継続して行えることを基本とするとともに、資源化施設の整備状況もふまえて効率的な方法を検討します。

③ 刈り草剪定枝の再利用（新規）

現在、家庭から発生した刈り草剪定枝は、焼却施設の構造的な問題から40cm以内に切って指定袋に入れて排出するように定めており、全量が焼却処理されています。しかし、剪定枝はそのまま薪として利用することや破碎してチップ化するなどの利用方法があることから、現在計画している施設において破碎機を導入するなど、剪定枝の再利用を推進する仕組みが構築できるよう検討します。また、刈り草や水草など堆肥化などの再利用ができるものについては、外部委託の手法についても検討していきます。

事業系ごみに対する具体的施策

① 刈り草剪定枝の再利用（拡充）

現在、事業活動において発生した刈り草剪定枝は、市外の民間事業者において実験的に堆肥化処理を行っていますが、その処理量は発生量の一部に限られています。現在計画している施設においては、家庭系の剪定枝と同様の再利用を検討するものですが、全量进行处理することは困難であることから、今後は施設整備後の状況をふまえ、様々な民間事業者と連携し、より多くの再利用が可能な体制を構築できるよう検討していきます。

② 広域認定制度の活用（継続）

広域認定制度とは、製品が廃棄物となったものの処理をその製造事業者が広域的に行うことにより、廃棄物の減量や適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理に関する地方自治体の許可を不要とする特例制度です。同制度により認定された一般廃棄物の処理については、認定事業者に引き渡すよう情報提供を行い、効率的な資源循環の仕組みを支援します。

(4) 適正な中間処理・最終処分

現在、本市では中間処理施設の建替えを進めています。このうち、北部クリーンセンターは焼却施設及び資源化施設を平成 34 年度に稼働する計画、環境美化センターは焼却施設を平成 32 年度に稼働する計画、大津クリーンセンターにある資源化施設は環境美化センター敷地内に移転新築され、平成 32 年度に稼働する計画となっています。

施設整備にあたっては、一時的に多額の経費を必要とするため、その規模や内容にあたってはごみの発生量はもとより、周辺環境の状況や市民・事業者の排出行動、将来的な人口減少や高齢化、収集コストへの影響や資源化への取り組み、災害発生ごみへの対応など、様々な要因を鑑みて、最適な計画となるよう進めていくものです。

また、市内の最終処分場については、処理容量が限られていることから、できる限り延命化に努めるとともに、大阪湾フェニックス管理型処分場における処理量の確保に努めていきます。

具体的施策

① 焼却施設の適正配置（継続）

本市は南北に細長い地形であることから、市内を北部と南部に分けて、それぞれの地域でごみが処理できるよう焼却施設を 2 施設配置し、地域ごとの収集体系を構築します。現在の焼却施設では、余熱利用を行っています。焼却エネルギーの一部を利用しているに過ぎないことから、新たな施設においては高効率発電設備を導入し、焼却エネルギーをできる限り有効活用するサーマルリサイクルの仕組みを導入します。これにより、資源循環と環境負荷の低減に寄与するとともに、低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

② 資源化施設の適正配置（継続）

資源化施設については、焼却施設と同様に北部と南部に施設を配置します。ただし、プラスチック製容器包装資源化施設については、現在北部クリーンセンターで稼働中の施設が更新年度に至っていないこと、市内全域の排出量を処理できる容量を保有していることなどから、南部地域における整備は行わないこととします。なお、プラスチック製容器包装については、現在、（公財）容器包装リサイクル協会に引き渡していますが、国で行われている容器包装リサイクル法の見直し状況をふまえ、市民意見を伺いながら、効率性や市民の減量意識などの観点から、将来の処理方法について検討していきます。

③ 最終処分場の受入制限強化（継続）

最終処分場での受入基準を厳格化し、分別基準等を満たさないものについては受入拒否することにより、最終処分場の適正かつ効率的な利用に努めます。

④ 大阪湾フェニックス計画への参画継続（継続）

大阪湾フェニックス計画については参画を継続し、焼却残渣の最終処分について安定的確保を図ります。

(1) 災害廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などにより、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備えて、近隣自治体との連携体制を構築します。

また、大規模な地震や水害などの災害時に多量に発生することが想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備するものとします。

このとき、大規模な災害発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地等を活用した仮置き場の確保に努め、災害後の復旧・復興を速やかに行えるようにします。

(2) 水銀を含む廃棄物の処理

平成 25 年 10 月に熊本市および水俣市で「水銀に関する水俣条約の外交会議およびその準備会合」が開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。この条約は、産出、貿易、製品の製造、排出、保管・廃棄など、水銀をライフサイクル全体にわたって規制するもので、50 か国が締結してから 90 日後に発効される予定です。

水俣条約の採択を受けて制定された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」において、市町村は、その区域内において廃棄された水銀添加製品（電池、体温計、血圧計、蛍光灯など）を適正に回収するように努めなければならないとされていますが、同法の施行は条約が効力を生じる日となっています。

本市では、条約締結や同法施行に向けた国の動向を見据えながら、効率性やコスト面などの観点から、すでに回収を実施している廃乾電池以外の水銀添加製品の回収方法について検討していきます。

大津市廃棄物減量等推進審議会による進捗管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

計画の進捗状況は、「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返して行くことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものであり、このサイクルによる計画の点検・評価は、年度ごとに実施することを基本とします。

なお、本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定に基づき、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第17条により「大津市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

この審議会では、一般廃棄物の発生抑制や再利用の促進等、本市のごみ処理に関する事項について審議します。市は、条例に基づく附属機関としての審議会から、本計画の進捗のチェックを受け、必要に応じてごみ処理制度に対する意見や提言を受けるものとします。



図 3-3-4 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理